

平成25年第1回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

平成25年3月5日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 中根秋男君	2番 杉浦あきら君	3番 志賀恒男君
4番 鈴木雅史君	5番 中根久治君	6番 都築一三君
7番 浅井武光君	8番 酒向弘康君	9番 水野千代子君
10番 夏目一成君	11番 笹野康男君	12番 内田等君
13番 丸山千代子君	14番 伊藤宗次君	15番 大獄弘君
16番 池田久男君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
総務部長 杉浦護君	健康福祉部長 伊藤光幸君
参事 長谷寿美夫君	環境経済部長 鳥居元治君
建設部長 鈴木富雄君	会計管理者 中山豊君
総務部次長兼 総務課長 大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長 近藤学君
教育長 内田浩君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 近藤弘君	消防次長兼 庶務課長 山本正義君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝より、御審議、御苦勞さまで。

ここで、お諮りいたします。

本日、議場内において、企画政策課職員が「議会だより」用の写真撮影をいたします。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、写真撮影を許可することに決定いたしました。

写真撮影は、一般質問の発言者を随時撮りますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより会議を開きます。

開会 午前9時00分

○議長(池田久男君) 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりですから、御了承願います。

日程第1

○議長(池田久男君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を15番 大嶽 弘君、1番 中根秋男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長(池田久男君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内であります。

質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭に、質問内容は通告範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

まず、13番、丸山千代子君の質問を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番(丸山千代子君) おはようございます。まず、通告順に質問をしてみたいです。

第1番目に、食物アレルギー除去食の実施と安全な給食について伺いたいと思います。

食物アレルギーで給食後に小学校5年生の子供が死亡するという事故が昨年12年、調布市で起こり、食物アレルギーの深刻さが改めて注目をされました。また、調布市では、昨年の5月にも食物アレルギーによる事故が起きていたことが調査でわかりました。

食物アレルギーは、アレルゲンを口にしてから5分から15分という比較的早い段階で鼻水、涙、せきが出てくるとか、のどがかゆい、口の中がぴりぴりするという症状が起こります。アナフィラキシーを起こすと命にかかわる場合もあることが知られており、今回の調布市の事故も、アナフィラキシーショックによる事故で死亡したケースであります。このため、アナフィラキシーを起こすと命にかかわることも、患者や家族だけでなく、学校、周囲も正しく理解して、適切な対処法を身につけることが大事であります。

今回の事故を受けて、調布市の事故をどうとらえたか、まず伺いたいのが第1点目であります。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 学校給食によるアナフィラキシーショックの事故が起きたのは、昨年12月20日のことであります。新聞報道によりますと、この学校では、保護者が作成されました自家製の献立表と栄養士が作成しております除去食一覧表の2種類を活用していたと。このため、確認不足が一つの要因であると考えられます。また、担任の先生がアナフィラキシーショックを和らげる自己注射でありますエピペンを取り出したにもかかわらず、打つのをちゅうちょしたということも報じられております。

安全で安心な楽しいはずの学校給食で食物アレルギーを有する児童が給食後に亡くなるという痛ましい事故はあってはならないことであると受けとめているところであります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この調布市では、先ほど部長が言われましたように、学校でも除去食一覧表を作成し、家庭でも自家製の確認表（献立表）をつくって、担任もおかわりのチヂミを渡すときに大丈夫かと声をかけております。それでも大変痛ましい事故が起こってしまったのであります。

事故の経緯を報道で見えますと、担任も確認して渡しているものの、家庭と学校の確認一覧表の食い違い、児童が携帯しているエピペンを打とうとする担任に対して、児童から打たないで言われてやめており、この間にも救急車を要請。その後、校長がエピペンを打ったものの、救急隊員の到着で心肺停止と確認されたものであります。

このように、食後50分ほどの時間が経過し、死に至ったというものであります。アレルギーの急性症状が出た場合、アドレナリン注射が有効とされます。これは、エピペンと言われる太ももに打つ自己注射薬であります。物を食べた児童に変調が出た場合は、45分以内に治療を受けるというタイムリミットがあります。エピペンの有効性について、対応はどうなっているか、幸田町の現状はどうか。その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） エピペンの有効性につきましては、アナフィラキシーショックの症状が進行する前の初期症状である呼吸困難などの呼吸器の症状があらわれたときに注射するのが効果的であります。アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペンをみずから注射できない児童生徒にかわって注射が認められております。

現状であります。町内の小学校においては、保護者により医師の学校生活管理指導表が提出されております。学校生活におけるエピペン携帯が必要であると診断されている児童は1名であります。

対応につきましては、当該の小学校では、エピペンを保健室に置いて管理いたしまして、また、学校では年度当初に養護教諭によるエピペンの研修会を行い、職員全体で情報を共有し、非常事態に対処できるように努めているところであります。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） エピペンの対象者は1人ということで、携帯をしているというこ

とでございます。このエピペンにつきましては、養護教諭が打つのか、それとも担任等が対応するのか、その点についても伺いたいというふうに思います。

また、この食物アレルギーにつきましては、医師による、そういう保護者からの提出のみならず、この食物アレルギーを持つ子供たちにつきましては、どのように急変するかわからないというものもあるわけでありまして、そうした点からすれば、管理体制も必要かというふうに思います。

食物アレルギーを持つ子供につきましては、文部科学省が2004年から2005年に児童生徒約1,280万人を対象に行った調査では、割合は2.6%という数字が出ております。このため、文部科学省が監修をして、2008年に学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインがまとめられたわけでありまして、子供たちのアレルギーの情報を教職員全員で共有し、緊急時にはショック症状を和らげるエピペンを児童生徒にかかわって教職員が使用するなどの対応策を促しております。

このエピペンにつきましては、先ほども研修をされるということでありましたけれども、このエピペンの講習会で、教職員から、注射をするのは怖いという声があるということが大変上がっております。文部科学省は、こうしたエピペンを使用するときには医師法違反にはならないということで全国都道府県教育委員会に通知をしておりますけれども、幸田町では対象者は現在1名でありますけれども、今、非常に食物アレルギーの子供たちがふえてきている状況の中で、どう変化していくかわからない、こうしたことで、研修だけでなく、実際対応する教職員についてのアンケートや、それから、対応についてはどのようにまとめられているのか。教職員につきましては、看護師、医師等に違い、自分で注射をするということに対してはふなれである、それと、非常に怖いという、こういう意識がある中で、幸田町の現状はどうか。その点について伺います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、エピペンを打つのは担任か養護かということでございますが、先ほども申し上げました学校生活管理指導表、これは主治医または学校医が記入していただく、一種の診断書でございます。これによって打たれるわけでございますので、基本的には保健室に保管してございますので、養護教諭が打つというのが、まず原則だと考えているところであります。

また、児童の安全管理と医療ということも申されました。エピペンの研修なども含めましての御質問だと思いますが、現在、児童の安全管理につきましては、食物アレルギーを持つ子供が安全に学校生活を営むことができるように、個々の児童生徒についての症状の特徴や学校生活における留意点を把握いたしまして指導に当たることが必要であります。

そこで、先ほど申し上げました学校生活管理指導表、これはアレルギー疾患用ということで限定をしているものでございますが、ここには主治医の診断ということで、必ず主治医から出していただくものを保護者に求めているところでございます。それを保健室に保管をしているということで、緊急時に必要に応じて全職員が確認できる適切な対応をとっているというところであります。

また、学校の緊急体制ということですが、アレルギー疾患によります気管支ゼ

んそくや食物アレルギー・アナフィラキシーのように、緊急の対応を要する場合には、ガイドラインに示されているように、発見者及び応援に駆けつけた養護教諭がまず対応する、そして、校長、教頭への連絡、応急処置、一時救助・救命処置、救急車要請ということに常に準備をしているところでございます。

また、エピペンの講習会についての御質問をいただきましたが、平成21年度から町内全養護教諭が西三の事務協が主催します学校保健研修会において研修を受けております。23・24年度においても、新任の養護教諭の先生たちが研修会に参加しまして、エピペン研修会を受けているところでございます。トレーナーが実際にエピペンの打ち方を伝達実施いたしているところでございまして、養護教諭全員が受講しているところでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町におきましては対象者が1人ということで、その通学する区域内の学校で対応、管理体制というものが敷かれているかというふうに思います。文部科学省の調査でわかりましたように、この食物アレルギーを持つ子供たちが2.6%という数字が出ている中で、幸田町の学校給食におきましては、以前に質問をいたしましたように、愛知県からの手引きによってレベル4までございますけれども、幸田町では、まだレベル2の段階だと。こういうことで、献立表にこのアレルギー物質といわれるその食材が記入されるようになり、努力をされていることがうかがわれるわけでございますけれども、その後の進捗状況。例えば、代替え食、それから除去食、そうした点につきましての取り組み状況はいかがかということでございますが、その点について伺います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幸田町の現状についてでございます。

まず、アレルギー全体の関係でございますが、平成24年度の状況でございますが、現在、アレルギーにより給食に配慮の必要な子供たちは全体で82名、全体の2.2%の割合となっており、おおむね横ばいの状況にあるところでございます。

議員申されました愛知県からの手引きを受けまして、毎年、改善に取り組んでいるところでございますが、その内容につきましては、平成21年度からでございますが、牛乳の配膳を中止する単品除去を行っております。これにつきましては、現在、小学校で8名、中学校で2名が該当しているところでございます。給食費から牛乳代を減額しているところでございます。

それから、23年の4月からでございますが、これは全校児童生徒に配布する献立表の卵と牛乳につきましてのアレルギー物質を表示したところでございます。また、献立作成委員会を設置しまして、献立作成に保護者の意見を反映させていただくように、充実した給食に取り組んでまいっております。

また、昨年の24年1月からでございますが、これは牛乳、卵に対するアレルギー疾患を持つ子供たちに代替えのデザート、これは乳製品をゼリー等にかえるわけですが、代替えデザートの配膳制度を実施してきております。その子供たちの人数は、小学校で10名、中学校で1名となっております。

このような対応制度を安全に運用するためにも、制度申請時に必ず医師による学校生活管理指導表の提出、そして、保護者による毎月の承諾書、また、各献立が食せるかどうかの記載を児童生徒、保護者、学校教育委員会、栄養教諭、給食センターとともに情報を共有する形でチェック体制を整えております。

また、見やすい献立表の改善につきましては、昨年12月のこの事故を受けまして、25年3月、この3月であります。承諾書のアレルギー原因物質、これは乳と卵でございますが、これをカラー表示で掲載することで担任等が食せるかどうか確認できるよう強化をしたところでございます。そして、安全・安心な給食に努めてまいりたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 献立表で保護者が一目瞭然にわかるようにとる手だてというのは大事かというふうに思います。それでもなお、この給食が食べられない、こういう子供たちは弁当持参というようなこともあるかというふうに思いますが、幸田町では、現在、弁当持参は何名ぐらいいるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 現在、23年度調査で申し上げますが、アレルギーの食品があるときのみ弁当持参という子供たちの状況でございます。全体で13名、小学校12名、中学校1名でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 食物アレルギーにつきましては、子供たちに対しての対応が早い時期で対策がとられると、これは改善に向う、また、食べられるようになる、こういうことが言われておりますが、これが長引いて、例えば、今度は大人になってから食物アレルギーになると、これはもう完治ができない、こういうような、今の食生活の状況が大変あらわしているかというふうに思います。

そこで、弁当持参による、このアレルギー対応では安全な給食を提供しているとは言えないというふうに思います。そこで、学校給食センターに食物アレルギー対応室を増築して、体制づくりを進める考えについて伺いたいというふうに思います。

今回、この東京の事例でもあるように、いろいろな自治体で対策をとられているわけでありまして。学校給食センターに専用調理室を設けて、代替え食や除去食をつくって、そして、同じように子供たちに対して、どの子もおいしく楽しい給食ができるように対応をしていると、こういうふう to 実施をしているところが多くなっているわけでありまして、幸田町では、このような対応はどう考えられるか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほど13名を23年度と申しましたが、24年度の誤りでございます。訂正させていただきたいと思っております。

それで、学校給食センターへのアレルギー対応室ということですが、食物アレルギー除去や代替え食を実施するには、専用の調理スペース、これが前提となるわけでございます。現センターの中には、それを有する余裕スペースがないというところであ

ります。また、単独除去食品等の専用調理室を増設するもののスペースも現状ないというところがございます。そのスペースというのは、おおむね25平方メートルというところを伺っております。また、調理員体制や施設の整備などの人的配置及び運用などにおきましてもさまざまな課題が考えられるところがございます。議員申されましたように、この近隣の市でも、そういった配慮をしている給食センターも伺っております。大変重要なことでありますので、引き続き、課題の掘り起こしや今後の対応のあり方につきまして、改善の方法を探っていきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在の学校給食センターにそうした余裕スペースがないということでもありますけれども、増築する場合、その敷地の問題、拡張可能かどうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 増築といいますと、現在の給食センターにさらに別棟を建てるということの御提案だと思いますが、そうした場合もいろいろな課題が出てまいります。給食センター内は無菌状態ということでもありますので、一たん外に出ますと、さらにその増設の部屋で除菌をするというようなこと等々考えられまして、現在、増設という部分については、現状では考えられないというような状況だと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ないない尽くしでは、これは安全でおいしい学校給食を提供することからは若干外れるわけでございます。そうした点でいえば、どの子にも安全でおいしい楽しい給食、こうしたことになるような努力をしていく、行政はそうした対応を迫られていることが今回の事故でも大きく注目をされたわけでありまして、それをどうしていくのか、これを考えるのが教育委員会のとるべき態度ではなかろうかというふうに思います。保護者にただ単に弁当を持参させるよと。これでは、同じく給食を提供する、これからはちょっと外れてくるのではなかろうかというふうに思います。

そこで改めてお聞きしたいというふうに思います。敷地内に増設をするとしたら、拡張、この予算はどれぐらい必要か、この点について改めて伺います。

それから、今現在、食育基本計画がまとめられているところがございます。3月3日までは住民にも公表して、そして、意見が取りまとめられているところではないかというふうに思いますけれども、この食育基本計画では、地産地消のさらなる推進計画を盛り込んで、安全でおいしい給食の提供、こういうことをうたっているわけであります。食育基本法は食の正しい知識と食習慣を身につけ、健康な生活を送ること、こういうふうにうたい、そして、農家やJAの直販場と提携し、旬の野菜を取り入れたり、学校教育会とも連携をとって町内農家と契約するなど、食材の供給体制の確立で供給食材をふやすと。こうした地産地消の取り組みが、前回の基本計画をさらにバージョンアップさせて大いに強化されるということがうたわれているわけでございますけれども、しかしながら、食物アレルギーの子供たちの件については、こうした、特に食育でも配慮する必要があるのではないかというふうに思います。

私は産業建設委員会のときにもこの問題を取り上げて、やはりうたうべきではなかろうかということも提案をしまいいりました。しかしながら、食物アレルギーについては、まだ記載をする方向には至らなかったわけでありますけれども、しかしながら、根本的にはどの子も食べられる給食、これを提供していくことが大事ではなかろうかというふうに思いますが、そうした点で、この食育基本計画に沿って、学校給食も安全な給食ということになるわけでありますが、その点についてはどう関与されてきたのかをお尋ねします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、除去室の専用室の増設という問題への予算配分はどうかというようなことでありますが、現在、そういう増設という考えは持っておらないわけでございます。先ほど申しましたように、給食は安全第一ということであります。そして、おいしい給食をとということでもありますので、まず、その配慮から、創設というものにつきましては計画の段階にも至っておりません。また、近隣にもそういった増設をした給食センターという例を承知しておりません。よって、また先進地等、そういうところがございましたら、確認をしながら、今後の方針を探っていきたいなど、こんなふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 現在、町におきましては、第2次となります幸田町食育推進計画を策定中でございます。その策定におきましては、今、議員が3月3日と言われましたが、実は2月1日から3月1日の期間、パブリックコメントも実施いたしまして、現在、今月、作業部会、そして、推進の会議を行いまして、策定しようということで動いております。

そんな中におきまして、この計画では、地産地消を基本方針の中で取り組みの柱の一つに掲げてございます。やはり食育、特に食の安全・安心をとという部分については、この計画の中でも表記を強くいたしまして取り組んでいるわけでございます。

なお、特に、この安全の部分でございますけれども、給食における安全の確保への施策の展開という項目も設けてございます。この中では、安全で良質な物資を確保できるよう努めまして、アレルギーなどへの対応につきましては、引き続き資料の提供に努めるというものの表記もさせていただく予定でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 前の質問のときに、教育長は、現在はレベル2だが、今後、さらに改善に向けて努力していくということをおっしゃいました。

そこで、教育長にお聞きしたいというふうに思います。

確かに学校給食センターのアレルギー対応室の調理場の増設は予算を伴うことでありして、そのための必要経費、また人員配置、これも教育長だけの独断では難しい事例かというふうには思いますけれども、しかしながら、子供たちに、どの子も食べられるおいしい給食を提供していく、このスタンスに立って取り組んでいくとすれば、愛知県の県教育委員会が手引きで示しているように、レベルの改善をしていく、この点について、どう計画的に取り組んでいかれるおつもりがあるか、最後にお聞きしたいというふうに思

います。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 学校給食は、成長に必要な栄養を摂取するだけではなくて、食の大切さや食事の楽しさを理解する大切な場であります。楽しいはずの学校給食において、今回御質問のように、調布市における事故が起き、心痛む思いであります。アレルギーを持つ子供に対しては、多くの大人の目で細心の注意を払って対応することの重要性を改めて思う次第であります。

本町におきましては、アレルギー対応として一つ一つ取り組んでまいりました。除去食や代替え食の実施を行うには、多くの解決をしなくてはならない問題がありますので、引き続き研究・検討を続け、改善の方策を探ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 最終目標は調理場の改善であります。そして、安全でおいしい給食を提供する、これに向けて計画的に対応していただきたいというふうに強く要望するものであります。

次に、宅配給食サービスの毎日実施と拡大について伺います。

高齢者福祉施策の一つとして宅配給食サービスが実施をされているわけであります。食べることは生きるための基本となるもので、元気に老後を過ごすためにも、栄養豊かな食生活をしていくことが大変重要であります。食生活の乱れは生活全体の乱れにつながり、健康への悪影響を及ぼすものであります。年をとってまいりますと、買い物や食事づくりなど困難となってまいります。ひとり暮らしや高齢者世帯、また、日中ひとり暮らしになってしまう場合、見守りや安否確認を兼ねた配食サービスを毎日実施することで充実した内容となります。

そこで、伺いをするわけではありますが、幸田町では、今年度から週5日の配食サービスを行うように拡大をまいりました。しかしながら、県下の中では、配食サービスを全市町村で実施をしているわけではありますが、毎日実施しているのが18市町村で、県下の中で33.3%に上るわけであります。西三河では岡崎市、豊田市、安城市、知立市、高浜市、みよし市の6市が毎日給食サービス実施をしております。人と人とのつながりが途絶えがちな高齢者への見守り事業としても、毎日実施に拡大をしていくように求めるものでありますが、その対応について伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 本町の給食サービス事業につきましては、社協のふれあい給食サービス事業として実施しているわけでございまして、これにつきまして、町が費用の補助をしているというのが実態でございます。23年度の10月から試行で5回、24年度からは本格実施で週5回の実施を行っております。

この状況でございますが、実実施人数といたしましては101名の方に実施しているわけでございまして、この中で、週5回利用されている方が何名みえるかということでございまして、8名というような実態でございますので、事業としては、当面5回で適当ではないかと考えているような状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 食生活は毎日食べるものであります。そうした中で、食べる上におきましても、食べたい日、食べたくない日、いろいろな日があるわけでありまして、これは、毎日提供される中で、選択をして選んだ日にちを利用する。こういう対応をしていく、この取り組みの中で毎日実施への拡大ということでもありますので、提供する側は毎日提供をしていく、サービスを受ける側は選択をして受ける、こういう流れの中で33.3%の自治体が行っているわけでもありますので、土日休みだとか、こういう問題ではないというふうに思いますので、その点について、選択できるように、毎日給食実施サービスができるかどうかという問題ではありますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 給食サービスにつきましては、希望される日がすべて実施できるということではございません。これにつきましては、社協のほうでアセスメント評価を行いまして、この方にとって何回、週に必要かどうかというのを判断して、このサービスは提供しているわけでございます。ということは、5日希望されても、それは、この方にとって生活上、3日が必要であるということであれば3日の提供ということになりますので、この事業は、希望されるすべての日が利用できるような制度ではないということを御理解いただきたいと思います。

現在、週5日利用されている方、8名みえるわけでございますが、この方に希望調査を行いましても、土日は希望しませんというような状況も出ておりますので、当面は、この5日の実施が現時点では適当ではないかと考えている状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 週3日実施をしているときも、週5日は、1日ふやす、2日ふやす、こういう中で、大体2日が適当だからふやす考えはないよと。こういう中で、だんだん社会状況が変化をして、そして、5日の実施ということに踏み切ったわけでもありますので、そういう点からすれば、やはり段階的に、毎日実施、提供体制、これを整えることこそが必要ではないかというふうに思います。そして、個々の選択によって自分のとりたい日をこの社協とのケアサービスの中で実施をしていく、こういう取り組みが必要ではなからうかというふうに思いますので、そうした点で、やはり提供する側としては、毎日実施ということで提供していく体制づくりをしていくことが重要ではなからうかというふうに思います。

現在、ふれあい給食と、あと一つはフードサービスが請け負っているわけですが、今度は、ふれあいサービスの継続問題について伺いたいというふうに思います。

現在、週3日の配食サービスを行っているJA婦人部のふれあい給食、これにつきましては、ジョイプラザの調理室で調理が行われ、ボランティアの人、58人体制でございますけれども、この方たちによって配食をされております。しかしながら、現在、JAの店舗が撤退するのではないかという問題が出てきている中で、この現状はどうなっているのかと。この問題についてお聞きするわけでもあります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） ジョイプラザの問題については、私どもとしては把握しておりません。これについては不明でございます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） このＪＡの部分につきまして、私どものほうから、持つて
る部分についてお話をさせていただきたいと、かように思います。

本年の１月でございますが、ＪＡあいち三河農業協同組合から、平成25年度の幸田町
予算編成に伴う要請をいただきました。その中には、独居老人対象の給食サービスの支
援という項目がございまして、継続要望が出されております。町といたしましては、継
続をしていく予定である旨の回答もさせていただいております。

なお、このプラザの存続等については、何もこちらには一切情報もいただいております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） このジョイプラザの調理室で調理が行われている。これは、ジョ
イプラザが存続をすれば以後も調理可能でありますけれども、しかしながら、この調理
室がなくなった場合、このなくなった場合は、せっかくボランティアの方たちがこうし
た配食サービスを行っているのができなくなってしまう。できなくなってしまうてか
らではもう遅いわけでありまして、やはりこれはきちんと計画をお聞きをしながら、
継続問題をきちんと明らかにすべきではなかろうかというふうに思います。

今、環境経済部長が言われましたのは、平成25年度のひとり暮らしの方たちへの支援
体制ということであったというふうに思います。では、26年度、27年度はどうなのか。
例えば、これから岩堀の区画整理組合が一角に商業施設を計画している。こういう中で、
これは同じ商業施設が競合してしまう。競合すれば、やはりどちらかが撤退ということ
にもなる。また、借地契約も期限が来てしまう。こうした中で、ちまたでは継続できる
のかと、こういう不安な声が聞こえてくるわけでございます。やはり、きちんと町とし
ては、せっかくボランティアの方たちがこうした取り組みをしている中で、調理場の確
保ができないとなるならば無になってしまう。これをどう継続するか、この体制づくり
について、どう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） ＪＡふれあいサークルの配食事業につきましては、ＪＡあ
いち三河の幸田地区での地域の貢献事業、この大事な重要な事業として位置づけられて
おります。これについては、今後も変わらないということでございます。私どもとして
は、ジョイプラザの問題とは関係なく、26年度以降も引き続き継続していただけるもの
と期待しており、そのようお願いしていく予定でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 調理場がなくなってしまうと、当然、この配食サービスもできな
くになってしまうということでございます。また、この食材につきましても、このＪＡの
中から確保しながらやっているわけでございます。現在、このジョイプラザは経済連に
移管をされたというふうにお聞きをしております。ですから、経済連が撤退をするとな
った場合は本当にやっていけるのかと、こういうことになってまいりますので、その辺

のところは町としてきちんと継続できる体制づくりということで取り組みを進める、その考えについて伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 26年度以降の問題につきましては、25年度中にJAともいろいろお話し合いを行いまして、できる限り続けていただけるようにお話をしていく予定でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろなテレビを見ておりますと、今、非常に60歳以上の方たちがこうした配食サービス活動に取り組んでおられるようでございます。そして、いつか自分も老後になったら、やはりこういうサービスを受けたい。それには、やはり自分たちも、その地域の中で高齢者に貢献をしながら、そして、自分が老後になったら、このように、そういう思いで、やはりつながりを持ちながらボランティア活動をやっているわけでございますので、そうした活動支援という体制づくりも含めて、このふれあい給食サービスが継続できるように、町としては調理場の確保、そして、支援体制づくり、これにきちんと対応していただきたいというふうに思います。

次に、3点目の孤独死を防ぐ取り組みについて伺いたいと思います。

高齢者の孤独死を発生させない取り組みについてであります。これは2010年の3月議会でも取り上げてまいりました。そのときは、見守り活動で取り組みたいという答弁でございましたけれども、その後、どうなったかということでございます。現在、だれにもみとられることなく息を引き取り、相当期間放置されるような悲惨な孤独死の事例が多くなってきております。特に避難所生活をしている方たちの孤独死が大きな問題となっているわけですが、しかし、これは避難所生活をしている方ばかりではなく、去年は全国で孤独死、餓死が相次いでおり、孤立防止対策の強化が求められております。

幸田町につきまして、この孤独死の統計、過去10年くらいの間で結構ですけれども、何名ぐらいいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 孤独死の統計としては、私どもはっておりません。ですが、今年度に入りまして、そのような状況で亡くなられた方の状況については把握しておりますので、御報告申し上げます。

今年度に入りまして、3名の方が人にみとられなくて亡くなられて、二、三日たった状況で発見されているような状況がございます。

この内容につきましては、男性の方が2名、これは60歳代の方でございます。女性の方が1名、これは70歳代の方でございます。

なお、第一発見者につきましては、隣人の方、または友人の方ということになっております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 私の身近にも、同じ組内でも孤独死をされた、こういう事例があつて、そのときも質問をしたわけですがありますけれども、ことしに入りまして年賀状が

参りました。その中で言われるには、独身の息子さんと2人暮らし。こういう高齢世帯の方でございますけれども、孤独死の問題で非常に不安を訴えられる。こういう年賀状が届いてまいりました。やはり、これは切実な問題であります。

総務省が発表した2010年の国勢調査速報によりますと、ひとり暮らしの男性高齢者が約130万人、これは全国であります。ひとり暮らしの女性高齢者が327万人。この中で、ひとり暮らしの男性高齢者の場合は、3割がこうした孤立死あるいは孤独死、こういう状況に陥るのでなかろうかというような見方がなされております。女性は1割だそうでございます。

この孤独死をされる方たちの生活パターンというのが、あいさつをしない、友達がいない、身内に連絡をしない、隣近所とつき合わない、地域の催しに参加しない、自治会に加入しない、料理ができない、ごみ出しができない、こういうないない尽くし、こういうことが大きな要因。あるいはまた、経済的な問題も大きな要因かというふうに言われているわけであります。

こうした孤独死は他人ごとではございません。ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢世帯でも実態は要介護状態になっている方でいえば、1人だけが動ける状態であります。こうした孤立状態の高齢者の人たちの支え合いをどうしていくかという問題であります。

幸田町におきましては、今年度は3人ということでございます。3人もいらっしゃるということであります。幸田町は都会と違って、非常に地域のつながりの深いところでございます。しかしながら、こうした状況が出ていくということになるならば、こうした地域の支え合い活動もさることながら、行政の支え合い対策等もこれから対応していかなければならない問題ではなかろうかというふうに思います。その点について、どう見守り活動や実態把握、それから、緊急時の支援者づくりなどの体制づくりをどうしていくか、その問題について、担当としてはどのように取り組んでいかれるおつもりがあるかを伺いたいと思います。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 現在、ひとり暮らしの高齢者の方、高齢者世帯に対しての見守り活動等につきましては、民生委員さんの見守り活動、ふれあい給食の、これも見守り活動になります。あと、老人クラブの訪問活動、地域、隣近所での身守り活動等を現在やっただいていっている状況でございます、そのような状況がございますので、先ほど申しました3名の方も早い段階で発見できたような状況となったわけでございます。

あと、現在では、緊急通報装置もひとり暮らしの高齢者69名の方にお貸ししておりますので、いざという場合については、こちらのほうでも対応が可能となっているわけでございます。

見守り活動については、これということではございませんが、いろいろな方面でいろいろな方が見守りをやっただく、そのような機会を設けていくことが非常に重要なことではないかと考えております。地域住民の方、民生委員さん、老人クラブ、社会福祉協議会、さらに、郵便、新聞配達業者の方、介護を受けている方は介護の関係者、さらに、先ほどの給食サービスの配達者、これも含めまして、いろいろな機会、こういう

見回りの機会を設けていくことが必要ということを考えているわけでございまして、今後につきましては、郵便の配達業者等も何かあった時の見回りの一つの対象となっ
ていただくようなことも考えておりますので、いろいろな方を含めまして、ネットワー
ク的に見守りの体制をつくっていくことが必要と考えております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 孤立死あるいは孤独死、いろいろな言い方があるかというふう
に思いますが、いつ何どきどうなるかわからないというのが人の人生でありますし、元
気に地域で活動してみえる方がやはり亡くなっていたと、こういう事例だってあるわけ
であります。毎日顔を出すこともないわけでありますので、やはり1日、2日たつて発
見されるということもあり得るかというふうに思いますが、しかしながら、この問題を
抱えて孤立している、こういう方たちはみずから声を上げることはございません。これ
は地域では支え切れないものであり、行政などの支援システムが大事ではなかろうか
というふうに思います。

そこで、ネットワークづくりというふうにおっしゃいました。毎年、このネットワー
クづくりを計画的にやっていくと……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○13番（丸山千代子君） そのためにも体制づくりが必要かというふうに思いますが、それ
をしていく考えについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） まず、ライフライン事業者との連携を考えてみようかと考
えております。これにつきましては、県の高齢者の見守りネットワークの構築支援事業、
これが県においても積極的に取り組まれております。現在、県においてはライフライン
事業者、郵便事業者、新聞社などと協議を行っているわけでございまして、新聞社がち
ょっと先行しているような状況でございます。新聞社との協議、県のほうで協定等が結
ばれれば、町は町内の新聞販売店の方と具体的な内容について協議は行いますので、こ
れについては、県の協定が結ばれ次第、現時点で来年度、協議が行われればいいかなと
考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ライフラインも結構でありますけれども、いろいろなネットワー
クづくりを生かしながら、そうした孤独死を防ぐ取り組みの対策を立てていただ
きたいというふうに思いますので、このネットワークづくり、確実にやっていくおつも
りがあるか、再度お聞きをして終わります。

○議長（池田久男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤光幸君） 今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時55分

再開 午前10時05分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番、中根久治君の質問を許します。

5番、中根久治君。

○5番（中根久治君） 議長のお許しをいただきましたので、通告内容に沿って質問をします。

3月9日に幸田町は活断層を知る見学会を開催します。断層、特に活断層はありがた迷惑な存在です。断層の存在を隠すのではなく、町民に理解を求める姿勢はよいことですので、今回は二つの深溝断層についてお聞きします。

話がややこしくなりますので、ここでは平成9年に愛知県が発行した愛知県活断層アトラスに使われている名前にします。一つは、三河地震を起こした深溝断層、こちらは、深溝地震断層といいます。もう一つは、幸田町を南北に走る推定活断層、これを深溝断層といいます。

まず初めに、この推定活断層について、町は地質図と地域防災計画の表層地質図で示しておりますが、これが幸田町史にある地質図と違います。どちらが正しいでしょうか。この違いについて見解をお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） お示しをいただきました内容が異なるといったような御指摘でございます。三河地震に伴います断層につきましては、どれが正しいかどうかということでございますけれども、幸田町を南北に走ります推定活断層でございますけれども、地質学者、また地形学者、それぞれさまざまな研究につきまして、文献ですとか、また、資料など、こういったものを出されているわけでございますが、そうした中で位置や長さというものが若干、今、御指摘のように、異なっているところでございます。

一般的に、活断層につきましては、地震の痕跡ですとか記録が残されていない場合につきましては、なかなかこれを認定するというようなことは難しいものでございます。厚い堆積層などにも覆われているわけございまして、そういった活断層が存在しているかどうか、そのもの自体もなかなか難しいものであろうかというふうに思います。他の地域におきまして、そういった調査も行われているわけでございますが、なかなかその辺の認定というものも学者によって異なっているような見解もございますので、私どもとしては、その示されている中で、こういった形で判断をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 二つの違いのポイントは、この断層が、東西に延びるこの断層が新幹線を越えるのか越えないのかというのがポイントになるような気がしております。町としてどちらの、今、この推定活断層というふうに認定されているのか。現在、どちらを採用されているかについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほども申し上げましたように、これを今、私どもとしては、

これまでの県のほうで告示をされておりますアトラスの関係ですとか、平成10年ごろですか、実施をされました幸田町の地震対策基礎調査、こういったようなものもあるわけでございますけれども、そういったもののデータをもとに、それぞれの中で示されたものを生かしているということでございます。町全体の中で、三河地震とか、こういった大きな地震災害が起きているわけでございますので、そうした中で、私どもとして、地域全体のそういった地震が起きているというその事実、そういったものの中で、基本的なものについては、今、議員がおっしゃられましたように、幸田駅から北、そして、市場を経て、形原ですかと西浦のほうへ、湾内のほうへ結ぶ断層というものが推定されるわけでございますけれども、そういった若干のその差異というものはあるわけでございますけれども、それを基本として考えているということでございます。どちらが正しいかどうかということについては、学者さん方の意見の分かれるところもあるかと思いますが、総枠の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私のお聞きしたいのは、先ほど言いましたように、その三河地震で起きた深溝地震断層の話は後にしますので、前の南北に走る断層が幸田町史に載っているものと現在使っているその地質図とは違うんですよね。その辺について、町としてどのように判断されているかということをお聞きしたいというふうに思っております。

もう一つ、今、話がありましたように、愛知県の活断層アトラスというものに載っている深溝断層は、この幸田町の二つのルートとはまた違うんですよね。この違いについてもお聞きしたいと思います。要するに、町としては、この南北に走る断層はいろいろあると、そういう解釈なのか、1本なのか、その辺のことについてはっきりお願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 繰り返しになりますが、私どもとしては、最近になって、それが各地域におきましても、原発の問題以降、いろいろなところでそういった調査もなされているわけでございますが、いずれにいたしましても、その辺の見解というのは分かれているということは事実でございます、私どもの今の手持ちの中で判断することが、どれが正しいかどうかということまでつかんでいるわけございません。いずれのデータということの中で、そのときの判断ということで、今、そういったデータをそういった資料にまとめられているというふうに理解をいたしているところでございまして、そういった大枠の中で今後の対策とかいろいろなことも、それにのっとなって、今、進めさせていただいているということでございますので、よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 県の活断層アトラスに書いてあるルートというのは、これは新幹線と交差しないんですよね。新幹線に沿って曲がっていくというのがそのポイントになるかと思えます。

もう一つ、幸田町のこの地質図と愛知県の防災計画にある活断層、その深溝断層の地質図というのがございますので、それと比較してみると、この愛知県の出している深溝

断層のルートと幸田町の出しているルートはまた違うんですね。要するに、防災計画の中に基づくルートが全部違うと。これについての見解をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この個々に違うというものでございますけれども、これも繰り返しになるわけですが、そういったものが今、統一的な見解が出されているわけではございません。それぞれの状況の中で調査をなされまして、そこに若干のずれがあるということでございます。県のもの、またそして町のほうで調べたもの、いろいろなものがあるわけですが、その調査をいただいた方々による判断ということでございまして、活断層というものの自体が、やはりはっきりとした痕跡があれば別でございますけれども、それに対しての判断、例えば、一つの例といたしまして、東通原発の関係もございまして、そういった中で調査をされた中でもいろいろと意見は異なるということでございまして、私どもとして、それを確信として、そういったものが何かという、これが正しい、正しくないという判断はいたしかねるかというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） そうしますと、幸田町では、この四つのルートを考えると。活断層ですね、推定活断層、南北に走る、この幸田町の深溝断層は、現在四つあると、そういうふうに考えておられるのか、または、これは組み合わせによっては、今、北のほうの話をしておりますが、南のほうはどうなっているかというのを組み合わせてみると、五つも六つもこの深溝断層というのはルートが存在することになります。これだけばらばらな状態において、幸田町は岡崎形原断層とか幸田拾石断層というような名前で説明をしておりますが、こんなばらばらな状態で防災計画というものが果たしてしっかりとできるのかなと。要するに、活断層のルートというのは防災計画の基本中の基本だというふうに私は思うんですね。それが随分、今の段階で判断できないと。判断できないようなルートのままで防災計画を立てるとか、都市計画についても同じかと思うのですが、都市計画もどこに活断層が走っているのか知りませんと、そういう状態で都市計画が立てられるのかということについて、防災と都市計画の両方から、その見解をお聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ルートがいろいろとあるという、今、御指摘でございますけれども、確かに、例えば深溝断層にしても、また、深溝の地震断層、それから、横須賀のほうの横須賀地震断層とか、いろいろなものが入り込んでいるような形もございます。そうした中で、どれがどうこうということがあるわけですが、先ほどから申し上げておりますように、この防災面から考えた場合には、そこにおいて地震が起きた、そういった事実というものがございまして。そして、若干のずれはあるにしても、そこに断層があるということ、それが重要なポイントかというふうに私どもは理解をいたしております。そうした中で、そこに、過去にそういった大きな地震があったわけですが、それに基づいて、そのエリアについて、どういう防災計画を対応していくのかということは、例えば震度 6 弱、そういったものがあれば、広範囲な形の中

で、そういった被害予測というものもなされていくわけですので、そこに断層があるということであれば、そこにそれを尊重しながら、私どもとしてはそれに対する計画をまとめていくということが必要かというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 都市計画に関してでございますが、まず、都市計画をつくる際には、幸田町地震対策基礎調査の中にもありますように、活断層が予定されているルート等については、当然、前提をもって都市計画を避けていきたい。ただ、その判断については、先ほど総務部長からも話がありましたように、ここに本当に活断層は存在するのかという点では十分な調査が必要かと思いますが、ただ現在、今、ルートが非常に複雑化しているという状況でございますが、現在の中のデータに基づいて、そういうところは、まちづくりは当面は避ける方向を抑制する指導をしていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ルートは決して複雑ではないんですよね。今の町の見解でまとめますと、あることはあると。あることの存在は認めるけども、どこにあるかわからないと、そういう見解でよろしいですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 存在は確かにあるわけございまして、そういった地震の経過があるわけでございます。そして、各調査に基づきましても、多少のずれはあるにしても、そこに断層が走っているということは認められているわけでございます。ただ、その中にどれが、例えば1メートル刻みとか、ここにびたりというものがあるかというのは学者の中でも見解が分かれているということでございまして、その辺について、私ども、申しわけありませんが、プロではございません、そうした中のそういったデータというものを参考にしながら進めさせていただいているということでございまして、御理解を賜りたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） はっきりしていることは、県は、この深溝断層については、幸田町よりもかなり危険な断層であるというふうに認識をしているわけです。この深溝断層が今の話のように、そのとき、そのときの都合で延ばしてみたり、短くしてみたり、または曲げてみたり、いろいろしているわけですよ。

御存じのように、このマグニチュードというものの予想は断層の長さで決まってくるから、余り長くすると、長いというのは考えたくないというのが人情でございます。でも、この人情でその事実、科学を曲げてはいけなような気がしておりますので、幸田町は、先ほどから話に出ておりますように、3年間かけて幸田町地震対策基礎調査報告書というものをつくっております。この報告書の中で、やはり、この推定活断層については、その危険性に触れて、調査の必要性を述べております。断層が町内のどこを走っているのかしっかりと特定できなくては、防災計画も、都市計画も、まさに机上の空論になるというふうに私は思います。15年たって、調査をしてから15年です、現在までに何を調査され、どんな結果が出たのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 平成10年ごろだったと思いますが、幸田町のほうの地震対策基礎調査というものが行われております。そうした中で、この三河地震、被害予測ですとか、また地震の防災対策の検討、こういったようなこともこの中で触れられてきているところでございます。こういった地震の災害、そういったものを風化させないためにも、こういった調査というものは非常に有効なものでございますので、そうしたものを生かしながら私どもとして防災計画を進めさせていただいているということでございます。そういったことで御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 現在、はっきりしないルートとして四つあるわけですね。この四つのルートがあるわけですよ。このまま、はっきりしないまま行くのか。このまま、はっきりしないまま住宅開発、または都市計画を進めることに矛盾はないのかなというふうに思うんですよ。

問題なのは、この深溝の舟山も、六栗の今度つくっている市街化のところも、この深溝断層のルートに入っているわけですよ。間違いなく入っていますよね。ですから、これはきちんと調べて、ここを通っているんだと、そういうことは出す必要があると思うんですが、今後、そういう調査の予定はありますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 現在、全国のほうではそういった、これまでも申し上げておりますように、調査というものが非常に多く各所で行われていることは承知をいたしております。私どもとしても、今現在直ちにということは今考えておりませんが、調査の必要性というものは十分認識をいたしておりますが、ただ、時間的な部分、非常にこれは時間的にもかかるものでございます。また、経費的にも大きな予算的なものもかかってくるものでもございます。そういったもの、それとどちらのほうにお願いするかということもいろいろな御意見があるかと思います。そうしたものを参考にしながら、今後、どういう形でそういったものを実際に、今、御指摘のように、活断層がどうあるのかということは今後の状況を詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この深溝断層のほうですよ、南北に走る推定活断層ですが、これについては、今、話があるように、情報がほとんど外に出ておりません。まして幸田町民も、「そんなのがどこに存在するのだ」というようなレベルかというふうに私は思っております。そういうことで、このルートについて、一般の住民にどのような形で知らしているのか、または知らせていないのか、その辺について伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） どういった形でこの関係につきまして住民に周知をしているかという御質問でございますが、私どもとしては、実際の詳細な部分になりますと、先ほどこからお話が出ておりますように、特定ができていないという部分がございますので、広く住民に対して周知はできていないことも事実でございますけれども、ホームページの中で地質図の断層の推定断層、こういったものも示させていただいているところでご

ざいます。また、先ほど来からお話が出ておりますように、県のアトラスの中で、県のほうのデータに基づきます、こういった地質図といったようなものが示されておりますので、そういったものを御参考にいただくということになろうかと思えます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、何度も言いますが、幸田町のホームページで出しているそのルートと県のルートが違うと。これではやっぱり幸田町民はどちらを信用すればいいのかということが起きますので、もう早急に調査をするなり、確定するなり、幸田町はこう思うと、そういう部分を出していかないと、県の防災計画と幸田町の防災計画の資料が違っているなんていうことは、これはおかしい話だと私は思うものですから、そういうことのないように、ぜひ、その辺の押さえをしていただきたいというふうに思っております。

この深溝断層のルートには、もう既に住宅が建っておりますね。これから市街化に向けて工事が進んでいくんですよ。昨年12月に、万博の駐車場に推定活断層があるということを知らせなかったということで、その業者と公社ですね、住宅公団の公社ですね、の争いが報道されておりました。12億円か何かの和解だったと思いますが、幸田町は、その幸田町地震対策基礎調査の中で、深溝断層が活断層であることを前提として都市計画を立てる、断層があるか否かはっきりしないままで住宅として活用することは抑制すると、そのように述べております。このことは、先ほど部長答弁もございましたが、具体的にどのように指導してこられたのか、どこに断層が走っているのかわからないのにどうやって指導したのかという部分で部分でございしますが、また今後の指導、その方向についても伺います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅への具体的な指導ということですが、幸田町の住宅の建築指導は、基本的には愛知県に行ってください、そういう基準に基づいて住宅建築をするということでございますが、建築指導課によりますと、県下においても推定活断層に伴う住宅地としての利用制限や宅地造成の規制基準はないという状況でございます。したがって、本町においては、活断層に対する指導については、現在行っていないという経過でございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 確かに一部の自治体を除いては、活断層上にうちをつくることに対するその制限はないということは確かでございますが、ただ、ここに活断層があるぞということは知らせる必要があるような気がしておりますので、そういった、隠しておくことじゃないなというふうに思いますから、その辺のところをきちんとしていただきたいという話でございます。

この活断層ルート上に宅地造成をするわけですが、その宅地の制限とか盛土ですね、盛土が一番いけないような気がしておりますので、こういったものに対する制限はされるつもりがあるのか、指導についてお願いします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 活断層が当面建築をされるところにある、ないについては、先

ほどの町のホームページなり基礎調査の中身で住民の方へは知らせると同時に、現在の中で、それでは安全な家をつくるという状況においては、建築基準法の最低基準を満たせば、南海トラフにおける震度6強に対しては安全な家だという判断を県のほうもしていますし、当然、こういう適正な建築許可を得るということを今後も指導をしていきたいと。

なお、本町でも現在進めています、木造住宅の耐震診断、これについては、全町の方に対しても、さらに耐震化を強めることによって住宅の安全を図ることが、今、町で進められる課題というふうに思います。

なお、活断層付近の住宅の宅地造成でございますが、これについても県下では住宅建築の制限、盛土による宅地造成の基準はございません。また、ずれ等についての有効な指導というのも、現在、建築規制する以外ないという状況が全国でも行われています。

それで、一般的な盛土の場合、宅地盛土の場合については、平成18年に宅地造成等規制法の一部改正がされまして、例えば、盛土高が5メートルとか地盤傾斜が20度の場合には、地盤災害への防災意識を高めるために、大規模盛土造成分布図を公表している自治体もあるということで、今後、こういうものは全国でも、今、研究課題とされている状況であり、本町においても、こういう情報を周知しながら対応をしていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町のこの地域防災計画によりますと、地震動の予測結果として、町南部の断層近傍域及び北部地区で震度7を超える強い地震動が予測されるというふうに述べられております。その断層近傍域という、ちょっと難しい言葉の定義と、断層近傍域及び北部地域とは一体具体的にどこを示しているのか、字名でお答えいただきたいというふうに思っております。

特に、この深溝断層については、どこを走っているのかわからないのに、こういう定義をされているという部分が一番の問題だと思っております。深溝断層のこの下のほうへ延びているのは、新幹線を越えて、真っすぐ菱池のほうに行く場合と、新幹線を越えず野場のほうに行くという二つのルートが県と町では違いますよね。なのに、断層近傍域って一体どこだと言われると説明のしようがないと思うのですが、ここの部分について、どんなふうな解釈なのか、お願いをします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今も御指摘のございます断層近傍域という表現でございますけれども、こちらにつきましては、今言われますように、昭和20年に発生をいたしました三河地震の再来予測結果ということで地域防災計画の中で記載があるわけでございますけれども、平成10年でしたか、この中で実施をいたしました幸田町地震対策基礎調査の中で、図面の位置を特定するために、文章上用いた表現ということでございます。

断層近傍域は拾石川沿いで、北部地域につきましては、幸田町の北西部の水田地域といったようなことで私どもとして理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ちょっとここで、もう一度、一つ確認をさせていただきますが、ちょ

つと答弁があやふやな部分がありますので、もう一度確認をしますが、この深溝断層ですよね、今、話をしております南北に延びる、この深溝断層については、幸田町は、その存在はわかっていると。でも、どのルートかわからんと。現在使っている四つぐらいですか、私の計算だと五つ、六つになってしまいますが、四つぐらいのルートはすべて認めると。では、町として、どれをそのベースとして考えているのか。その部分がまだはっきり私のほうに伝わってこないものですから、町としてはどれを正しいと考えるのか。県のルートか、町のルートか。その辺について、もう一度、はっきりとした答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） こちらにつきましては、私どもとしても特定はできておりません。あくまでもそれぞれの調査、そうした中で示されているものを私どもとしては採用いたしていると。また、県のほうでは県のほうとしての調査結果に基づいた中で示されているものを断層として考えているわけですが、明確なそういった地質調査とかいうものも行われている部分もございます。そうした中で、これまでの調査報告書の中で示されているものを町の断層ということで示させていただいているところでございます。若干その辺に、大枠の中では基本的な形としてはそういった断層が走っているということは理解をいたしているわけですが、まだ、詳細な部分について特定ができていないということではございませんので、その辺につきましてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 県と町の見解が違ふということがあつていいのかと、この辺について、今後どうされるのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 県のデータ、また、そして町のデータ、この辺につきましては、今、議員おっしゃられますように、なるべくなら、これは統一すべきものだというふうにも私も理解をいたしております。そういった意味で、県のほうともまた改めて確認もしてまいりますし、どういった形でというようなことの詳細をやるということになれば、改めてまた調査をしなければはつきり明確なところは申し上げられない部分もあるかと思ひます。その辺について、今後の課題ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 一日も早く、やっぱり幸田町の防災計画、都市計画の基礎になる部分ですので、それはきちんとした形で出していただきたいというふうにも思っております。

この問題の最後として町長にお伺ひしますが、幸田町は5万人の町を目指して宅地開発が進んでおります。昭和35年、調べてみました。53年前ですが、幸田町の住宅は3,000軒に満たなかったというふうにもありました。少なかつたんですね。それが今、約1万件もふえたんですね。すごい数がふえていますよ。幸田町の昔の地図を見ると、もう北部には菱池というものすごく大きな池があつたというふうにもあります。南部は、今、話をしましたように、もう桐山断層から始まつて、もう断層がいっぱいあります。昔なら住宅にしなかつた土地もどんどんうちが建つて、もう1万軒もふえたんです。まだふ

えるんです。幸田町にはまだまだ、それほど住宅に適した土地が残っているんだというふうに思われているかについて町長にお伺いします。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 5万人の町想定ということで総合計画につきましてはつくられているわけでありすけれども、それだけの断層等々を間に挟んだ中で、有効な土地があるかないかということでございますけれども、本当に全体を地質調査図いろいろなものを見ますと、町内にいろいろなところで大小いろいろな断層が走っております。しかしながら、先ほど総務部長等、見解を申し上げているんですけれども、それが本当にトレンチして実体の中身を確認しているわけではなくして、衛星探査とかいろいろなことをやって地質調査をやっている状況の中でそういうものがあるということでございます。今、区画整理も3地区進めているわけでありすけれども、それは、安全であるということを考えながら進める以外にはないだろうというふうに思っております。現実には深溝断層のある地域におきましては、あの地域でも、昔、大きな災害があっても、その地域にまた住居を建てて住んでいらっしゃるという、ふるさとに愛着があるということもあります。いろいろな状況も踏まえて、今後につきましても、よく国、県等と調査をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 次は、深溝地震断層について、町の認識と対応についてお伺いします。これは、三河地震の断層でございます。

3月9日に活断層を知る見学会はとてもいい企画だというふうに思っておりますが、前回、ここで深溝断層について質問したときに、「あそこの道路から断層へ行く案内板がないぞ。いつつけてくれるんだ」というふうに話をしたんですが、この3月9日のこの見学会には間に合うのかなというふうに思っておりますが、まだついておりませんので、間に合うかどうかについてお答え願います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 前回の議会のときにもお答えしましたが、現在、地元と調整をしている段階でございます。その後、設置場所につきましては、該当するところがまだ示されておきませんので、3月9日には現在のところ間に合わないという状況であります。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） この会は50人の参加なんですよ。これが大きいのか少ないかの問題は別として、これを対象にしたこのイベントでoshiまいか、目的は何なのかということがわからなくなってしまうような気がしますので、幸田町唯一の県指定の天然記念物ですから、きちんと管理して、活用できる環境をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、言いつ放しで、まだいつできるかわからんというような話では随分困った問題だなというふうに思っております。この断層は、地表の変化が見える形で残っておりますから、どこを断層が通ったかというのは、もうはっきりしておりますね。このルートについて、西深溝からどこを通って蒲郡市に行っているのかということを町民にどういう方法で知らせていますか、それについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この断層の関係につきましては、郷土資料館にも一部掲示をさせていただいているところでございます。また、これに伴いますホームページの関係につきまして、地質図におきまして、こういったものをお示しさせていただいております。以上でございます。

○議長（池田久男君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） ホームページに出ている、出ていると言われますが、ホームページを開いても細かいルートは出てこないですね。どこをどういうふうに通っているかというのはね。ですから、一度やはりこういうことは、ここからこういうふうに行っているんだよと、もうはっきりしているわけですから、やっぱり防災マップその他のほうにきちんと示して、ここなんだと。特に深溝小学校の周りは、もう実に入り組んだ形でこの断層ルートがあるようですので、ここなんだということをきちんと出してほしいなというふうに私は思っております。

今度の断層見学会は深溝の西深溝だけに行くわけですが、一般の町民にとってみれば、「深溝断層というのは西深溝のあれか」と。それ以外わかっていないと。それからどちらに行っているのだということも知らないわけですので、そういった部分もきちんと町民や、または一般の人々に知らせる必要があるような気がしておりますので、決して隠すことではないと思いますから、ぜひ、そういうことを知らせてほしいと思います。そういうお気持ちがあるかどうかについてもお伺いをします。

もう一つ、この深溝地震断層は再び動く可能性は30年以内の確率が非常に高いと言われる東海地震の誘発地震が心配されていると思います。町としてどのように想定されているのか、お聞きします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 公表の関係につきましては、可能な限り、住民の皆さん方に情報提供はさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

それから、次に、これから動く可能性ということでございますけれども、専門家によります全国の断層の1,000例当たりの平均的なずれの量、調査と評価が行われまして、ずれの量によりまして、AからC階級に分かれて、その辺が示されているところでございます。ずれが小さい場合につきましては地形による判別が困難で、実際、C級の活断層はもっと多いと考えられるというようなことも言われているわけでございますけれども、現在、私ども誘発地震の可能性についての想定はしておりません。活断層を含む断層につきましては日本の全国至るところにあるわけでございまして、地震源、規模の調査によりまして誘発地震というのが起きてくる可能性というのは秘められておりますけれども、実際のところ、ではどうなのかということになりますと、どの程度のもので誘発地震が発生するかというところまでは想定ができておらないというのが実情でございます。

○議長（池田久男君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 少し安心をしました。

現在、深溝小学校が広域避難所となっております。深溝小学校のこの周りを見ますと、今、話をしましたように、深溝断層と深溝地震断層の2本の断層が通っておりますね。また、幸田町の土砂災害防災マップというのですが、それを見ますと、深溝小学校を取り囲むように急傾斜崩壊危険箇所と山腹崩壊危険箇所というのが囲んでいるわけですね。災害が起きたら、もう近づくことはできないなど。深溝小学校そのものは、もう耐震化をしておりますから実に安心だなというふうに思っておりますが、その周りがこんな状態ですよ。これは町内のほかの避難所を見ても、こんなところはないんですよ。まさに深溝小学校だけかな。老人憩の家もあるかなというふうに思っております。

こういう環境の中で避難所としてここが適切かどうか、どんなふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町の基幹避難所につきましては10カ所、6小学校3中学校、そして、勤労者体育センターを指定いたしているところでございます。深溝小学校の付近には、今、御指摘のとおり、断層が走っているわけでございますが、地震災害に限らず、風水害ということも想定ができるわけございまして、そうした際に施設に被害がなければ、避難所として使用も可能ということでもございます。当然被害があれば、これは南部中学校なり、また、各種集会の施設、こういったところも当然利用していくということでございますので、その辺については弾力的な運用ということも考えていく必要があるというふうに理解をいたしているところでございます。あくまでも地震の震源地、また、規模、強さ、こういったものによって建物への被害というものも大きく変化するわけでございます。避難所を利用する場合の事前の安全確認、こういったことも当然やっていかなければいけないということでございますので、そうしたものを確認しながら、適切な避難場所として機能できるのかどうか、その都度、判断をしていく必要があろうというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 南部中学校はどうかなということを私も考えましたが、土砂災害防災マップを見ますと、南部中学校は、もう周りが真っ赤になっておりまして、ここもだめなんだなと。そうすると、やっぱり、では西側のほうは大体避難所として向いているところはないなというふうに思いますので、もう一度、町のほうも、ここが一番安全だと、ここなら大丈夫という場所を特定していただいて、整備をしていただく必要があるような気がしております。

いずれにしても、今、町が指定している南部中学にしても、深溝小学校にしても、いろいろ周辺に問題が多いなというふうに私は思っておりますので、その辺のところをもう一度再検討していただけるかどうかについてお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 避難所につきましては基幹避難所ということでございますので、多くの方々が、また災害のときにはその施設のほうへ避難してこられるということでございます。一定の規模の施設、そういったものも必要になってくるわけございまして、そうした場合に、それだけの方々を収容できるかどうかということも一つ考えなければ

ならないということでございます。避難所については、特に、限定してやれば一番いいわけでございますが、先ほど申し上げましたように、地震ですとか、いろいろな災害というものもあるわけでございますので、そういったものに対応できるような、少しでも、そして危険性の少ないところということで考えていかなければならないという、そういった意識は当然持っているわけでございますので、状況を見ながらまた判断をしてまいりたいということでございますが、現時点では、今、こういった状況にあるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ひとつよろしく検討をお願いします。

最後になりますが、東海地震注意情報発表時のときの深溝小学校の対応についてお聞きします。

学校の建物は、先ほど言いましたように、もう耐震化がされておりますので、とても安心かなというふうに思っております。ただ、今、話をしましたように、学校を取り巻く環境を考えると、もう本当、最悪の場合、深溝小学校そのものが孤立するんじゃないかと、そういうことを心配しております。この環境の中で、児童の待機は適切なのか。このことは深溝保育園についても同じことが言えると思いますが、その対応は一度再検討すべきではないかなというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 深溝小学校の建物の耐震化についても今触れられましたので、改めて申し上げますと、深溝小学校の耐震化、本館と東館は平成19年度に躯体の耐震化工事を実施しております。そのほかの南館と体育館につきましては、改正後の建築基準法における新耐震設計基準、震度6強程度の地震で倒れない建物をクリアしており、すべての建物において耐震化は終了しているところであります。

災害時における各学校の対応につきましては、毎年、教育委員会は児童生徒の安全確保に関する対応についての通知で基本方針を示しております。東海地震注意情報が発令された場合の対応であります。町内の各学校は、これは深溝小学校も含めますが、保護者の迎えにより下校させることとしております。迎えが来るまで学校待機をさせることとしております。この場合、児童生徒を安全に待機させることが最優先されることは言うまでもありません。状況に応じ現場の判断や裁量が求められることとなります。学校の役割は、まずは児童生徒の安全を確保した上で、安全に保護者に引き渡すことが最大の使命と考えているところでございます。

○議長（池田久男君） 5番、中根久治君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大嶽 弘君の質問を許します。

15番、大嶽 弘君。

○15番（大嶽 弘君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

きょうの項目は、住民目線の行政、それからスポーツ振興、この2題でお願いをしたいと思います。

最初に、わかりやすい広報ということではありますが、どういうところに原因があるかというと、いろいろと町も基本的に広報のあり方というのは工夫をなさって、いろいろ周知をしているところではありますが、どうしても町当局側からどうしたらいいかという目線で文書を書いたり話をしてしまう。聞く人の立場から見ると、「言葉はわかるけど意味がよくわからんね」と、こういうような話がよく出てくるわけであります。

ことしの広報こうた1月号を拝読いたしました。毎年1月の町長所信表明は、その年、将来を展望した記事が載っているということで、毎年熟読をさせていただいておりますが、この文章から二つばかり取り上げてみます。

最初に、町長の表明の中に、町の財政は厳しい、簡単に言いますと、そういう状態が続いている。それから、今後の行政については、町民の意見を伺いながら取り組んでいく、こういう言葉が出てくるわけではありますが、これを読むと、言葉はわかりますが、では、どう厳しいのとか、どういうふうこれから町長は動くのということがわかっていない。そういうものを説明していくとわかりやすい広報になるかなというところに端を発しているわけであります。

最初に、町財政は厳しいということではありますが、町財政の根幹をなすのは町税であります。国の支出金、県の支出金、それから、貯金とか公債とかいろいろあるわけではありますが、最初に、幸田町の税収についての、この数年間で結構でございますが、もし見通し等を立ててあるものがありましたら、そこから計数的に説明をお願いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 平成25年度の当初予算におきます町税の関係でございますけれども、74億8,730万円を見込んでいるところでございます。景気動向、また、国の経済対策の動向によりまして、若干、まだ先行きというのは不透明な状況でございます。現在、策定をいたしております実施計画の中では、平成26年、また、27年度におきましては、大体約2%程度の増額を見込んでいるところでございます。具体的には、平成27年度では77億9,000万円ぐらい、このぐらいの収入ということを今、見込んでいるような状況ではございます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 町の税収の根幹については、2%ずつぐらい伸びるであろうということではありますが、全体、今年度、25年度の予算を見ますと122億円の一般会計、特別会計入れて総額192億円でございますか、というふうになっていると。そうすると、町の税収が七十数億で、どうして122億円のやり繰りをするのというのが、簡単に言えば疑問に出てくるわけであります。その中で、国庫支出金とか県の支出金、それから、財政調整基金の取り崩し、それから、利用料とかいろいろな問題があるよということについて、計数的には、やっぱり予算編成の段階で、終わりますと、毎年、広報に円グラフ

を棒グラフやで出てまいります。あれを一度にぼんと出されると、よくわかる人はわかるんですが、見たくないと言われる反応になってしまう。

このあたりで、町長の所信表明の言葉がぼんと頭に出てきたと。その頭に出てきたけれども、それはその号でやっぱり知りたいわけであります。そうすると、その文書の中に織りまぜるとややこしくなってしまうので、欄外、これは別ページに町長の発言したことの説明というものがやはり計数的にちらちらと説明がしてあると、広報を読む人の立場から見ると、「あっ、こういうことで町長は厳しいと言っているのか」、「町は今こういう状況にあるからこういう言葉が出てきたのか」とか、「あいさつ用語はこういうことで、あれは出てきたのかな」というふうな形になろうかと思いますので、その辺を御一考いただけるといいかなと思いますが、それに関連しまして、財政調整基金と町債の展望についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 財政調整基金の関係でございますけれども、財政調整基金は、御案内のとおり、年度間の財源ですとか、また、不均衡を調整するための基金ということで、経済の不況ですとか税収減、災害時の支出の増加、こういった予期しない収入減に対しまして、長期的視野に立った財政運営に努めていく必要があるということでございまして、財源に余裕があるときに、なるべく積み立てを行わせていただいて、財源不足が生じないように活用してまいるといったものでございます。

その残高というものに対しての特段の基準というものがあるわけではございませんけれども、一般会計予算の10分の1程度、最低限確保しておくことが必要ではないかというふうなものの考え方もあるわけでございまして、ただ、本町におきましては、他の市町村と比較をいたしまして、景気に左右をされやすい法人町民税、また、償却資産税、こういったものへの依存というものが強いわけでございまして、安定した行政サービスを提供する上で、やはり他の市町村以上に財政調整基金の確保というものが必要と考えているところでございます。どの程度がいいかということになりますと、これはいろいろ御意見のあるところかなというふうには思いますが、現時点での見込みといたしましては、30億円ぐらいあると本当は一番いいのかなというようなことは思うところでもございます。

先ほど御答弁申し上げましたように、27年度は非常に厳しい状況となる可能性が高いというふうに認識をいたしているところでございます。思い切った歳出削減、またそして、こういったものを十分考えていかなければならないというふうに理解をいたしているところでございます。

それから、公債費の関係でございますけれども、財政負担程度を示す実質公債費比率につきましては、平成23年度決算におきましては、幸田町は10.4%と、愛知県内でワースト5位というような状況でございます。県内では公債費の財政負担の割合が多いというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 財政調基金というものはこういう意味があるよという説明がありました。そういう説明も織り込んでいくとわかるかなという気がいたしますので、来年か

ら期待をしているところであります。

それから、やっぱり今の公債費比率の話であります、よく話に出てくるのが、全く今のとおりで、10.4%、ワースト5位、こういう説明がよく出てまいります、金額として幾ら払って、去年は幾らだった、ことしが幾ら借金を返していくと。25年度は借金はしないけれども、借金を返していくお金が幾らあるよと。こういうふうな数字の実例が出てくるとなわかりやすい。パーセントだけでは、パーセントって何なのかよくわからないわけです。動いているということはわかるわけですが、それがどれだけの圧迫になるのかわからないという面もございますので、ちょっと工夫を今後されるといいかなということで、最初、お尋ねしたところでありますが、2点目の町民の意見を伺いながらという話があります。まさに一方通行になると、やっぱりストレス、不満がたまってまいりますので、町長みずから町政に関して町民意見を聞いていくということですが、現在まで、どういう形で意見収集、例えば、町政モニターでも何でもそうですが、どういう形で今まで意見収集をしてきたか、これからどうしていくのか。可能であれば、そういう意見収集をどういうふうに反映していったものがあるかないかというもので話が出るとよくわかるかなという気がいたします。事業仕分けも、まさに意見収集にもなっていると思いますが、その辺含めて、全体と個別で答弁をしていただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの議員御指摘の計数を用いた形での説明というものも必要でないかという御提言でございますが、そういった部分についても、今後十分配慮してまいりたいというふうに考えております。

また、広報の関係の町民の方々の具体的な収集というものについての考え方でございますけれども、町が行っております今の広報活動といたしましては、各区から御推薦をいただいております町政モニターの方々によりますモニター制度、隔年ごとに実施をいたしております住民意識調査、ホームページに掲載をいたしておりますお問い合わせのコーナーとか、声のポストも含めてでございますけれども、いろいろとそうした御意見をちょうだいする場を設けております。また、直接お話をお聞きするということになりますと、新成人の方々と町長と直接対話をいただく会、町長と語る会、各種団体との懇談会、また、計画策定時におけますアンケート調査、パブリックコメントも含まれてこようかというふうに思いますが、そうした御意見などをもとに、こういったものを町民の方々にもお知らせをしながら、こういった形の御意見が多いのか、また、どういう形でこれから取り組んでいくのかということもお示しをしていきながら、それが町政に反映できるような形で努めていきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そういういろいろな意見が出てきた、また、収集をしたものについて、例えば24年度において、こういう具体的なことを予算に反映することも含めて、予算に反映しなくても、次の方向に織り込んでいくというようなものがございましたら、ここで披露していただければでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今ちょっと、どういったものということで思いつかないわけですが、ございますけれども、これまでも、先ほど申し上げましたように、モニターの方々ですとか各種団体の方々の御意見、こういったものも、逐次反映できるものについては取り上げながら進めてきたところでございます。

先ほどちょっと私、言い間違いをいたしましたけれども、広報といったような発言をいたしましたかと思っておりますけれども、広聴活動ということでございます。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 25年度、ことしもまたいろいろな意見収集をしていくと思いますが、そういうものはそういうもので、いろいろ一つに取りまとめをされて、意見が出てきたものをずっと収集しておいて、それに対する答えというか、方向というか、進捗状況などをずっとまとめておいて、そして、例えばの町民の人が、「こういう意見、去年出てきましたけれども、これはこういうことでありましたよ。こういうことでできませんから、もう少し待ってもらいたいよ」というようなものがあると、言うほうもやっぱり、何か一生懸命で考えて、一生懸命で聞いてもらいたいと思って発言したことが張り合いになってくると思っています。そして、それが実行できたときに、それは、また一生懸命で何が大事かということと一緒に考えて、発言の場が活発になろうかという気がいたします。

次に、同じ広報の話ではありますが、現在、広報というのは広報紙、それから、広報こうた、ホームページ、三河湾ネットワークなどでやっております。それから、行政の皆さんがいろいろな場で説明をしてやっているところでありますが、最近、三河湾ネットワークにおいても、「文字放送というのは、幸田町なくなっちゃってどうしたの」という話も聞きます。それはそれとしまして、中には、耳は聞こえるけれども目が悪くて広報が読みにくい。そうすると、じゃあ、だれがそれを代弁するのといったときに、知り合いの人がいろいろしゃべったりしている。やっぱり、そういう体が不自由になってきますと、余計いろいろなことが知りたいというふうに感じてくるのではないかな。やっぱり世間から断絶してしまうということに対してすごくつらい気がすると思います。そうすると、やっぱりそういうことを考えると、目からの情報、耳からの情報、いろいろな情報というものを提供していく、そこには経費がかかるから嫌だよというものがあるかも知れませんが、そうしたときに音声ですね。例えば、テープレコーダーというか、カセットテープを町民会館へ用意しておいて、それを自由に借りて行って、自分でうちで、やっぱり町政の話を聞いてみるとか、それから、今ではUSBメモリみたいなものがありまして、自分のパソコンから聞くこともできます。自分でセットできなくてもうちの人にセットしてもらえれば、広報を代弁する仕手がいなくてもわかってくるというようなこともあります。

予算決算の話については、広報こうたの中では彦左を登場させて、やっぱり答弁方式で一生懸命で作成された経過がわかってまいりますが、それは目からの情報になってく

るところであります。せっかく三河湾ネットワークに出資しているのであれば、そういうところに町長、副町長、部長でも、皆さん、担当でもいいんですが、そういう人と町民の方を交えた対談方式というような形で三河湾ネットワークを通じて、音でわかるように、それから、画面と両方でわかるとか、予算の面もいろいろあるかと思いますが、そういう、年1回、決算でも、予算でも、どちらでも構いませんが、幸田町の状況は、今、こういうふうだよというものを、やっぱりそういう音を通じて説明していくというようなことについての検討はいかがでございましょうか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 先ほどの意見収集の件でございますけれども、特に女性団体とかいろいろな団体と私もお話をさせていただいております、情報をいただいております。特に、町政モニターに関しましては、現実にも私もお答えして、それが形になっているものは随分ございます。例えば、深溝の市場でもそうでありまして、町政モニターからちょっといろいろお話いただきまして、中根議員からもお話をいただいていたんですけれども、暗いということで、電気をつけてということだとか、それから、横断歩道の停止線の問題だとか、いろいろな問題を町政モニターの皆さんからお話をいただきまして、それは実現をさせていただいておりますので、今後ともさらにいろいろな、そういう形で皆さんからの御意見を聞いて進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 障害者の方々への情報提供ということでございますけれども、今回の、例えば、防災のほうのデジタル無線、防災無線関係につきましても、そういったものの関係も配慮させていただいているということでございます。当然、そういった障害者の方々にとっては貴重な情報というものをどういう形で伝えていくかというのは、これは非常に重要なテーマだというふうに考えておりますので、今後とも我々としてもよく研究をしていく必要があるというふうに考えております。

また、ケーブルテレビでの対談とか、そういったことはどうかということでございますけれども、以前、近隣のところも若干ちょっとそういったことをお聞きした経過があるわけでございますけれども、岡崎市などでは年4回、総合計画の柱に沿った予算説明を対談方式で放映されている。これは15分程度だという話をお聞きしておりますけれども、業者に委託をしてやっておられる。また、安城市とか蒲郡市においては、そういった今、実施はしていないということでございます。そういったような近隣の状況でございますけれども、私どもといたしましても、やはり、今、議員おっしゃられますように、番組編成の問題だとか、いろいろなそういった問題もございますので、可能であればということは思うわけでございます。今後とも、やはりホームページとか、そういった活字だけではなくて、町民に関心を持っていただけるような情報提供というものがどういうことが一番いいのか、例えば、直接お話をすることであれば出前講座とかいったものの充実ということもあろうかと思っております。そういったことで考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 今、町長の発言がありましたが、こういうふうなことがあって、こ

ういうふうなことをしましたよということがやっぱり一つのまとめになってまいりますので、ぜひそういう点を継続していただきたい。継続というか、そういう場をつくって説明をしていただくと、広報としての仕事はそこまでかなという気がしております。

それから、話がちょっと細部に入りますが、昨年の広報の11月号の857号でございますが、そこに親切で一生懸命やった意味はよくわかりますが、指標で見る幸田町の財政状況ということで、経常収支比率、21年度71.6%、22年度は83.4%、23年度92.0%で要注意という言葉まで載っているわけでありまして。幸田町の財政のホームページを見ます、22年度までの話であります。経常経費の人件費比率が30.6%、県下平均が25.1%である。幸田町は人件費割合が高い。町みずからのコメント、それから、財政比率、基準から見ての基準、どうするのというところに、「人件費を抑制、近隣自治体との均衡を図りつつ、適正化を図っていく」ということが公表をされているわけでありまして。公表をされたということは、もちろんそれを見なければわからないわけでありまして、見た立場から見ると、今、どういうふうな認識でこれを考えて、これからどういうふうな形で幸田町を進めていこうかということについて知りたくなるわけでありまして、その辺はどのように考え、どういう対応をするかということでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの御質問の中で答弁が落ちている部分がございますので御紹介させていただきますが、広報の関係でございますけれども、社会福祉協議会のボランティアの方々によります音声テープに落としまして、図書館のほうで広報の関係についての提供をさせていただいているということがございましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

それから、今の人件費の経常収支比率の関係でございますが、御指摘のように、本町は高いというような結果が出ております。人件費につきましては、地方自治体への権限移譲ですとか、こういったことによって事務の増加というものが見込まれるというような状況でございます。職員数を減らすということは非常に難しいというような今、状況にも確かにあるわけございまして、今後、退職者が増加して、また、退職補充、新規採用職員、再任用職員、こういったようなこともあるわけございましてけれども、総体的には、やはり人件費の抑制を図っていかざるを得ないということは思っているところでございます。

また、本町におきましては、正規職員の不足分を、保育所を初めといたします多くの嘱託の職員の皆さん方のお力添えをいただいて対応している部分もございまして。そうした嘱託員の職員、非常勤はこの部分には入ってこないわけございましてけれども、嘱託員の職員の方々の報酬というものも、こういった部分が非常に影響もあるわけございまして、なかなかその辺を是正するということは難しい部分がございますけれども、こういった部分もいろいろと考え合わせながら、総体的に人件費の抑制というものがどういうふうに行われているのかということは、今後よく考えていかなければならない課題というふうに理解をいたしているところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） これから真剣に考えていくというお話だと思いますが、私、人件費

が高いから絶対いかんというふうなことは余り主張しておりません。幸田町の住民が、職員の給料が高かったって、それ以上のサービス、ほかにないようなサービス、住民に対するサービス提供があれば、質のよい行政、「すごいね、幸田町すごいね」というような、みんなが満足できるような、そういう行政というものがあれば、人件費がどうのこのということよりも、「いや、高くてもいいからもっと頑張ってよ、私たちも頑張るからね」という、これは行き過ぎの話かわかりませんが、そういう気もあります。物事安ければいいというわけではございません。安かろう悪かろうという言葉もあります。そういう意味では、そういう行政の質、レベルを高めていくということはすごく、別に人件費高い、安いとは別として、大事な話であろうかなという気がいたしますが、最後に、そういう職員のレベルとかやる気を起こすということに対して、ある講演会で聞いてきた話であります。下の部下職員が一生懸命で頑張るには、上の部長や課長と月に1回ぐらい意見交換会で話をして、「私、こう思いますよ」、「こうしたほうがいいんじゃないの」、「こんなことおかしいよね」というような話を月に1回ぐらいしている部署というものは、すごく活気が出てきて、やる気を持って、ぐんぐんいろいろな提案を出している。そういう事例の講話を聞いてまいりました。

そうしたときに、「おれら給料安いからやる気がない」というときに人件費を安くしたら、それは余計おかしくなってしまうわけでありましたが、そういう意味で、コミュニケーションというか、意見交換会というか、課題提案をどう出してもらうか、そういう面について、面倒くさいし、忙しいしというのはあるかと思いますが、それも全体ではなくて、1対1の話。1対1のコミュニケーションというものが、やっぱり、「自分の考えを聞いてくれた、評価してくれた、おれ、また頑張るぞ」というものが生き生きした活動になろうかと思えます。毎日やっていては仕事が回っていきませんが、月に1回ではなくても、3カ月に1回ぐらいはやる。人事異動を前にしては、「おまえの希望はどうだ」と年1回聞いたって余り効果はないわけでありまして、そういう意味では、定期的、それぞれの仕事の場の中で、そういうコミュニケーションを図って、職員の質を高めていく、レベルアップを図っていく、そういうふうなことについて、総務部長さん、どう思いますか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 職員の資質の底上げを図っていく、これは人事担当者としてしまして、非常に重要なものというふうに理解をいたしております。住民の皆さん方に質の高いサービスを提供させていただくということになりますと、職員のやはりやる気と、また、そして能力アップ、こういったものが非常に問われるということでございますので、その資質を高める対応というもので、今、御提言をいただいたようなことは非常にいい話であるというふうにも理解をいたしたわけでございます。私どもといたしましても、タイミング的にそれがいいかどうかは別といたしまして、例えば、人事評価をするときとか、異動の前するときとか、そういったようなときにつきましては、個別な面談をするというようなことも設けてきたこともございます。そういった意味の中で、また、部課長を対象といたしました部課長の見識を高めるといったようなことでのHint会議ですとか、業務内容の職員の政策課題という形でテーマを与えまして、それに基づい

て研究発表をしていただくような、そういったことも実施をさせていただいているわけですが、何にいたしましても、住民の方々に親切、またそして、こういった御時世でございますので、いい政策というものを選択をしていかなければならない、そういった能力というものも兼ね備えていかなければならないわけでございますので、いろいろな角度から、そういった能力アップについての、今ありましたように、職員と管理職とのコミュニケーションを図っていく場というものも考え合わせながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ちょっと計算よりオーバーしてしまいましたので、2番目のスポーツ振興の話について、お尋ねをしていきたいと思います。

幸田町教育概要については、やっぱり重点目標でいろいろなことがうたわれております。「健康の町」宣言に伴う町民の体力づくり事業推進、体育施設の充実、行事開催、地区スポーツ大会の奨励と、こういうふうになんかいろいろな文章はいっぱいあるわけですが、その中で、やっぱりスポーツを楽しんで、スポーツを充実されるということについては、施設もいろいろなものも必要にこうと思いますが、その点で、きょうは町民スポーツの現状、それから施設整備、そういうものをどういうふうに進めていくかということについてお尋ねをしていきたいと思います。

最初に、現状のそういうテーマを掲げてある幸田町のスポーツについての活動評価については、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、スポーツ活動の評価についてであります。スポーツ・レクリエーション活動の充実については、第5次総合計画や、議員申されました教育概要にまとめているところでございます。本町におけるスポーツ活動の推進体制は、幸田町体育協会、そして、スポーツ推進委員、これは旧の体育指導員でございます、そして、地区スポーツリーダーが担っております。幸田町におきましては、スポーツ関連の団体の協力、そして、町関連の施設整備がなされ、「健康の町」の幸田町ということでスポーツ活動が盛んに行われていると考えております。

社会体育施設と、そして一方、重要な施設として学校体育施設の開放においては、スポーツ施設の充実に努めていると考えている次第でございます。スポーツ人口や町民のスポーツニーズのバランスがとれていると自己評価はしているところでございます。また、外部評価も受けておりまして、教育委員会の施策評価においても、第三者であります外部評価委員会からは、今年度は町民大運動会、運動場の管理運営事業につきましては23年度でございますが、高い評価をいただいております、これによる提言も受けているところでございます。定期的に職員による点検をしまして、安全な施設、そして、町民運動会においては、あらゆる年代層が参加できる競技の充実ということに提言をいただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） ただいまの答弁は、幸田町のスポーツについては盛んに行われてお

り、内部的にはニーズの均衡が図られて三重丸だと。外部からも評価を受けて三重丸だというような答弁であろうかと思いますが、それを維持しているのは、例えば、体育協会とか、ボランティアとか、そういう人たちの協力があってできていることをお忘れなように、これからどう対応するかというものも含めてですが、それは後ほどまた触れさせていただきますが、そういう状況の中で、今後、この幸田町のスポーツ振興をどうするかということについて、新たな体育施設とか、こういうことを考えているよとか、人材育成についてはこういうようなことで展望を持っているよというような点について、計画等がありましたら示していただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 将来に向けての体育施設の整備充実におきましては、第5次総合計画においても総合体育館の建設構想が挙げられて、整備を求められているところでございます。昨今の経済状況からも、まだ具体的な建設計画が立てられておりません。今後の重要な課題という認識をしているところでございます。

人材育成につきましては、先ほど議員申されましたスポーツの普及振興のためには、スポーツ推進委員会を中心に、競技の普及、審判講習の開催やスポーツを推進する団体の育成を行っております。平成24年度におきましても、ソフトバレーだとかユニホッケー、そして、ネオホッケーといった競技の講習会も行っております。今後もさらにスポーツに取り組む方への支援のための開催を行ってまいりたい。また、あわせまして、行事を通じてスポーツ振興の指導者となる方の発掘に努めてまいります。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 幸田町のスポーツについては、いろいろな種目でいろいろな人が趣味やら実益、実益はどうかわかりませんが、いろいろ楽しみにして体づくりに頑張っているところでありますが、各計表を見ますと、いろいろなスポーツがたくさんございます。そして、それを利用している人もたくさんありまして、そういう社会体育施設を利用しているところの幸田町の特色的なこととか、幸田町は、こういうスポーツの利用者がふえてきたよとか、それから、全体的にはこのような推移で進んでいるよとか、その辺の分析等ありましたら答弁をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 幸田町には四つの運動場、そして、3カ所の庭球場、そして、弓道場、第1体育センター、グランドゴルフ場があるわけでございます。過去3年間の利用状況を見てみますと、全般的には利用回数は横ばいから微減の状況であります、利用人数についてはほぼ横ばいの傾向となっております。

よろしくをお願いします。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 続いて、私も、ここに来る途中に、すぐ隣に中央グランドがあるわけですが、最近、少年サッカーとか、クラブチームの練習試合とか、対抗とか、もういろいろとりどりのものすごく活躍して頑張っておりますが、「あなたはどこの人」って聞きますと、「岡崎市」、「西尾市」とか、町内の人よりも町外のスポーツ少年団とか、サッカークラブの人がかなり押しかけてきております。町内の人

からも、「幸田町のサッカーをもう少し盛んにして、こういう周辺の人と渡り合えるような、そういう子どもをつくっていったほうがいいじゃないの」というような話も出ているわけですが、サッカークラブの点で二、三お尋ねしますが、小中学校のクラブ活動の現状と今後の展望等ございましたら、説明をお願いします。

○議長（池田久男君） 教育長。

○教育長（内田 浩君） 町内の各小学校におきましては、時間割の中にクラブ活動の時間が位置づけられており、第4学年以上の児童が2週間に1回程度、運動系、文化系のクラブで活動しております。町内の小学校においてサッカークラブを設けているのは4校であります。中学校では、各校とも全生徒が部活動に参加しており、町内合わせて31の運動部と八つの文化部が活動をしております。サッカー部につきましては、町内3中学校には設置はされておられません。近隣の市を見ますと、岡崎市は20校中13校、西尾市は10校中3校、蒲郡市は7校中1校に設置をされております。

いずれにいたしましても、小学校のクラブ活動や中学校の部活動の種目選定は各学校の裁量により決定されるものであります。今後の展望といえますか、クラブ活動、部活動について、なお、それぞれの目的が達成されるように充実を図っていくということが大切だと思っております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） サッカーについて、学校特定の話ではないと思うんですが、民間サッカーチームというのがかなり出てまいりました。そういうものの幸田町で学校を離れて、そして、民間の方が自主的につくって、サッカーの好きな人が出てくるチーム、そういうものがもし出てきた、もしつくっていく、そういうような環境づくりというものもやはり必要かなということを思いますので、その辺もまた今後の課題として取り組んでいっていただくといいかなということで話をさせてもらいました。

クラブの話については、クラブだけの話になってしまって、本当にそこからスポーツ選手が出てくるかという、それはよくわかりません。専門家になるかどうか、もし、本当に優秀な人が、幸田町でそういうものがないし指導者もないといったときに、岡崎市、安城市だとかよそのチームへ入って、お母さんたちがあちこち車で走り回って飛んでいくというよりも、町内に民間ベースのそういうチームができたときに幸田町も支援していくよ、町としても支援していくよというような体制づくりも見せていくといいかなという感じで話をさせてもらいました。

それから、体育施設の利用状況の話であります。前回、利用料金を上げたんですが、利用料金を上げた後の利用者、先ほど横ばいという話でしたが、料金と利用者の関係については、どのような分析をしているのでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 利用料金の値上げの影響についてでございますが、平成23年度から勤労者体育センター、そして、大日蔭グラウンド・ゴルフ場の利用料が値上げされ、また、学校体育施設のスポーツ開放事業が有料化をされました。結果としまして、総合的には料金値上げの影響は見られないと判断しております。

具体的に申し上げますと、勤労者体育センターは利用回数や人数が平成22年度と比較

しまして1割程度減少いたしましたでしたが、利用がない空き時間がふえたということではなくて、両面を少人数で使用する専用使用がふえていることが原因だと考えられます。また、大日蔭グラウンド・ゴルフ場は利用者数が増加し、人数の伸びが鈍っていることもなく、値上げの影響はないというふうに判断をしております。

次に、学校体育施設のスポーツ開放事業でございますが、有料化となりました平成23年度の登録団体数におきましては、前年度と同じ90団体の方が加入をしていただきまして、変化なく、有料化の影響はなかったというふうに総合的に判断しているところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） もともと幸田町の料金が安かったのかどうかわかりませんが、そのあたりは他市とバランスをとるということなんですが、よく意見とか苦情が来るのは、幸田町民と町外の人と料金が一緒ではおかしいではないかとか、ちょっと差別したほうがいいではないかとか、差別という言葉遣いはよくないんですが、そんな話もございしますので、料金体系については、また今後、いろいろ研究課題として実施していただければと思います。

次の話は、先ほどスポーツ施設についての点検、整備、充実というものがあって初めてスポーツが安全・安心でできるということでありますが、私もとぼねグラウンド、坂崎グラウンドとか、大日蔭グラウンドもたまに行くことがあります。今回、そんな話でちょっとぐるぐると隅々まで見てまいりました。やっぱりいろいろな諸課題があるかと思うんですが、こういう運動場とかテニスコートについての今の整備状況について、どのような認識を持っているか、そこからお尋ねをします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 運動場の施設点検についてであります。

生涯学習課の職員が、まず月に1回の割合で施設を巡回しておりまして、異常等の点検・確認を目視で行っているところでございます。深溝運動場でございます遊具につきましては、専門業者に点検を委託しているところでございます。また、施設の管理につきましては、シルバー人材センターに年間を通じまして定期点検業務、随時業務を行っていただいているところでございますが、その業務の内容につきましては、運動場のごみの収集、そして、トイレを含む施設の清掃、芝刈りや樹木の剪定等でございます。また、随時業務といたしましては、多忙な時期に芝の管理を行っていただいたりしております。ナイターの点検、点灯、消灯管理なども委託をしているところでございます。

以上です。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 生涯学習課の職員が月に1回ずつ点検をして、それを報告しているということでございますが、具体的にどんな報告があるんでしょうか。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほど申しましたように、異常箇所を目視で点検をしているというところでございますので、例えば、ネットの破れだとか、それから、ポール等のさびの状況だとか、また、施設でほかに支障が出そうなものがあつたら、そういったと

ころのものを収集すると。例えば、風で舞ってきたものがあるって、そういうものがスポーツの支障になるとか、そういったこともあるわけでございます。そういったものの撤去だとか、そういった細々としたことの点検をさせていただいております。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） そういう報告があったよということではありますが、今の話ですと、部長みずから点検していないなというような感じがしますが、年1回ぐらいやっていただきたいと思います。私が簡単にぱっと見た範囲であります、やはりトイレというのは委託している関係でやはりきれいに清掃に、別に支障がないような感じではありますが、いろいろ機材が散乱しておりまして、それから、こんなものがあるっていいのというような、大日蔭では車が放ってあるとかいうものもありますし、それから、これは大雨が降ったら、これは土砂が落ちてくるなとかいういろいろな面がありますが、一番ガンになっているのが、私は側溝の泥だと思います。どこのグラウンドも側溝に泥がもう本当に詰まってしまっているわけです。中には下にあるところもありますが、枯れ葉がまた詰まって、そこにまた泥が詰まってということではありますが、泥が詰まって側溝の役目を果たさないようになりますと、グラウンドの泥がどんどん、どんどん流れていってしまうわけです。雨が降ると、そこへ補強で砂を入れて、その補強した砂がまた流れていく、下にいる人、いろいろなところへどんどん、どんどん影響が出てまいります。とぼねなどですとバックネットの20センチメートルも、30センチメートルも下まで泥がたまってしまうと、地面がどこにあったのという、昔の面影がないような、そういう堆積しているような面もございますが、そういう意味で、どういう整備をしていくか、どういう点検、見てくるだけではなくて、見に行ったら、何が問題がないかなという、そういうふうなイメージで一度部長も点検されて、チェック事項をぱっぱとおつくりになって、「こういうことをちょっとチェックしてくれや」というような体制があればいいかなと思いますが、時間がなくなってまいりましたので、この辺、町長、どう思いますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 運動施設につきましては、今、議員おっしゃったとおり、側溝の問題につきましては、私もたまたまとぼねグラウンドとかへ行く程度でございますけれども、そういう問題があるということは前から聞いておりまして、これは全体的に全施設を巡回してマニュアルのようなものをつくって、それはまたシルバーにお願いするか、それは今後の問題でありますけれども、重点的に町のグラウンドが長持ちするように、ぬかるみのないようなグラウンドをつくっていかうというふうに思いますので、教育委員会に督励いたしまして調整をさせていただこうと思います。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽君。

○15番（大嶽 弘君） 最後にもう一点。予防というか、ささやかな望みではありますが、とぼねにしても坂崎のグラウンドにしても、あそこはナイター設備があります。申し込み時間、ナイターに点灯にされるのは結構でございますが、ベンチの周りとか、あの辺がもう、秋の11月ぐらいになってきますと、もう4時半ぐらいから暗くなってまいります。それでも12月になっても利用する人もあるわけではありますが、せめてベンチぐらいには……

○議長（池田久男君） 残り1分です。

○15番（大嶽 弘君） 街路灯とか、防犯灯とか、そういうふうなものがついていて、電気をつける、つけないは手動でも結構でございますが、そういう街路灯、防犯灯のようなものもないと真っ暗な中で申し込みしたら、「あなたたち、時間があるまで待っていてください」と。これでは少し冷たいなということではありますが、住民福祉の向上というの、住民の満足度合いをいかに引き上げていくか、不平不満をいかに減らしていくか、満足度をどう引き上げるか、そんなに金がかかる話ではないと思いますが、そういうささやかな希望について、計画があるか、ないか。なければ、今後そういうものを、やはりいかにあるべきか検討していくとか、そういう姿勢についてお尋ねをして終わりたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） グラウンドの利用についての御質問でございますが、利用時間の範囲内、これは利用許可書の中にも明示されているところでございますが、これを指導しているところでございます。具体的には、6時以降のグラウンドの点灯ということになるところであります。こういったことも御理解を得ながら、ナイター利用については、午後6時に点灯をしてから準備をしていただくという、これが基本的な考え方でございます。議員申されました秋の暮れは早いということでもありますので、グラウンドの利用に当たっては、時間設定でありまして、照明はそのように現状でお願いしたいと思いますが、やはりその秋の対応等につきましては、午後6時には既に暗くなっており、その以前に利用する方もみえるということでもあります。後片づけの皆様にも、こういった状況で管理運営上の問題であるという必要性から、今後検討させていただきたいと、このように考えるところでございます。

○議長（池田久男君） 15番、大嶽 弘君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩といたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、中根秋男君の質問を許します。

1番、中根秋男君。

○1番（中根秋男君） 議長のお許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をいたします。

投票率向上のための施策についてお伺いをいたします。

昨年の12月に行われました衆議院議員選挙の投票率は、総務省調べで小選挙区が59.32%、比例代表が59.31%でした。これは、衆議院選挙で戦後最低を記録したと発表されました。それと、期日前投票者数は小選挙区でも前回比13.91%減の1,203万9,570人に落ち込んだとも言われています。投票率が全国的にも年々低下している状況です。要因はさまざま考えられますが、特に若者には積極的な政治参加を促す必要があると思

われます。

明るい選挙推進協会によれば、平成21年8月の衆議院選における年齢別投票率は、20歳代が49.45%で最も低く、60歳代が84.15%で最も高くなっており、34.7%の開きがあります。1969年、昭和44年12月以降の衆議院選を見ますと、20歳代の投票率が毎回ほかの年代を大きく下回っており、30歳代も70歳代に比べ低い状況であります。

一方、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2010年（平成22年）で2,948万人から団塊世代が加わり初め、2012年（平成24年）に3,000万人を上回り、2020年（平成32年）には3,612万人へ急増する見通しで、今後さらに、高齢者のために投票しやすい環境づくり、優しい具体的な配慮が必要と考えます。

以上のことを踏まえて質問をしてみたいです。

初めに、現状の掲示板の数と設置場所の変更あるいは見直しの考えはあるのか伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町の選挙時におけます公営ポスター掲示場の数でございますが、現在、72カ所に設置をさせていただいております。ポスター掲示場につきましては、公職選挙法の施行令に基づきまして、その投票区の有権者数ですとか、また、面積などによりまして設置基準が示されているところでございまして、この選挙運動用のポスター、これにつきましては、この公営のポスター掲示場以外に掲示ができないというようなことでございまして、選挙運動用ポスターの掲示場、公営のポスター掲示場に限定することによりまして、町の美観ですとか選挙運動費用の節減、また、一斉に掲示場に掲示をされますことによつての選挙人の便宜を図るなど、こういった理由に基づきまして設けられているところでございます。

本町といたしましても、この趣旨にのっとり、公衆の見やすいところに極力掲示場設置をするべく、また努力をさせていただいているわけでございますけれども、安全上の問題ですとか、また、民地、私有地のところに設置をさせていただいている場合もございまして、その意味で、制限というものもあるわけでございます。

できる限り多くの方々の目につきやすいところに設けてまいりたいということは常々考えているところでございまして、その都度、実情にあわせて見直しをさせていただいているという現状でございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 掲示板の数は72カ所ということですが、選挙区ごとの数がわかりました、ちょっと教えてください。

○議長（池田久男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 投票区ごとの数でございますけれども、第1投票区が9カ所、そして、第2投票区が8カ所、第3につきましては7カ所、第4が7カ所、第5につきましても7カ所、第6、8カ所、第7が9カ所、第8は8カ所、第9が9カ所と、以上のような数値になっております。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） ありがとうございます。掲示板も数的には法律で定められた規定があつて、投票区前の有権者数と面積に応じて決められているが、その規定内容をお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） こちらの関係につきましては、先ほども少し申し上げましたが、公職選挙法、また、その施行令に基づきまして規定がなされているところでございます。

公職選挙法第144条の2の規定によりますと、衆議院、また参議院、そして、都道府県知事の選挙におきましては、各市町村の選挙管理委員会につきましては、掲示場を設けなければならない。また、第2項によりまして、掲示場の総数は1投票区につき5カ所以上10カ所以内といったことで、これは政令のほうでまだ具体的な規定がなされているわけでございますが、この公職選挙法施行令111条のほうの規定によりまして、例えば、選挙人名簿の登録者数が1投票区1,000人未満ということになりますと、2平方キロメートル未満の場合は5カ所とか、また、2平方キロメートル以上平方キロメートル未満の場合には6カ所と。こういった詳細な規定がなされているところでございまして、その数にもたれて、本町といたしましては、72カ所の投票所を設けさせていただくというような形をとらせていただいているところでございます。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） そうしますと、1投票区当たり5カ所から10カ所ということですので、これは数字上的には規定に従ったものであると私も思います。

本町では、最大限はこれで幾つになるのかということなんですけれども、まだふえるのかということなんですけれども、数が多くなれば、安全上の問題もございまして、設置費用もかかります。そこで、掲示板設置費用は1カ所幾らぐらいかかるものか、それから、今回は、このまま現行の72で行くのか、ふやすのか、減らすのか、伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 本町におきます掲示板につきましては、先ほど72カ所ということで御答弁申し上げたわけでございますけれども、この72カ所が本町の場合の、今、マックスの数字でございます。そうしたことから、次回におきましても、現状におきましては、この72カ所というのが上限でございますので、この箇所数に基づいて実施をしてみたいというふうに思っているところでございます。

また、設置費用の関係でございますけれども、さきの衆議院関係の掲示場一つ当たりの経費ということで参考に申し上げますが、1カ所当たり約1万2,000円という感じの数字でございます。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 先ほどちょっと質問しましたけれども、現行でいくかどうかということなんですけれども。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） これも先ほど申し上げましたが、あくまでもこれがマックスの、72カ所というのが最大限の法令等の規定に基づく数値でございますので、私どもとして

は、今、現状としてはこの数字でいきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） わかりました。72カ所がとにかく最高と。それから、費用的には1カ所当たり1万2,000円かかるということですね。

それで、こういったことも全国的に減らすような傾向にあるというぐあいに聞いております。

それで、次に、掲示板の場所ですが、大型店舗、銀行、郵便局、J A、駅など、不特定多数の方の目につくところに設置されたいと思うが、その可能性も含めて、どのように考えてみえるのか伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 掲示板の設置場所の関係でございますけれども、現在も公共施設ですとか、また、公園の広場、J Aとか、駅の近くとか、いろいろなそういったところに設置をいたしまして、可能な限り住民の方々の目につきやすいところということで選んで設置をいたしているところでございます。しかし、状況によっては、やはりさらによいところがあるとか、また、先ほど申し上げましたように、設置場所の民地だとか、いろいろなそういった制約の中で見直しをせざるを得ないというところもございます。そういった場合も、なるべく地元の区長さん方ともいろいろと相談をさせていただきながら、目につきやすい適当な場所があれば、そういった場所に移設するということも可能でございますので、ただ、余りそれがちょこちょこやっていると、場所もなかなか特定ができないということで混乱を来す場合もなきにしもあらずということでございますので、その辺につきましては、よく慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） いろいろこれから検討されるということなんですけれども、やはり一度脱却する意味で、どこかやってみてはいかがかというぐあいに私は思います。現状をよく見ていただいて、アンケートをとるなり、今言われましたように、区長さん等と相談をしていっていただきたいというぐあいに思います。

それと、全有権者の目につくよう、とにかく考えていただきたいと思います。

それから、次の投票所の見直しについて伺います。

本町には九つの投票区が設置されているわけですが、近年、投票所まで出向くのが困難という理由で投票を断念する高齢者の方もいると聞いていますので、投票所を増設する考えはあるのか伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 掲示場の関係につきましては、なるべく少しでも目につきやすい場所を選定しながら、今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次の、今、投票所の見直しということはどうかということでございます。

投票所につきましては、公職選挙法の第17条の規定に基づきまして、市町村の区域に幾つかの投票区を設けることができ、一つの投票区に投票所は1カ所ということでございまして、本町では、今、9カ所を設けさせていただいているというのが現状でござい

ます。

各投票区におきまして、有権者の数ですとか、また、区域の面積、こういったものによって大小があるわけでございますけれども、有権者数に応じまして1選挙区当たり一つから四つの区を単位といたしまして選挙区を設定させていただいているところでございます。

これまでも、その投票区によりまして人口が増加、変動した場合ということもありましてふやさせていただいたという経過がございます。投票区の変更、また、増設することもやってきたわけでございますけれども、今後、人口のさらなるまた増加ということも見込まれる部分もございます。今後の状況をよく見まして、その辺については、また、選挙管理委員会内部におきましていろいろとまた御協議をいただいて判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） いろいろと検討をしていただくのは結構なんですけれども、今、減らす自治体もあるということもありますけれども、そういったところは過疎化されている町だというぐあいに思っております。

それと、今、部長言われましたように、幸田町では人口がこれからふえてまいります見通しでございますので、どうしても増設していかなければならないではないかというぐあいに私は思います。

それと、高齢者の方に、とにかく行きやすいような格好にさせていただく、これが行政の仕事だと思っております。例えば、送迎バスを使ったりというようなことはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 投票所のほうへバスをチャーターして送迎してはどうかというような御意見でございますけれども、なかなかその辺となりますと、投票に対する自由な投票の妨げ、こういったことにも場合によってはなりかねない、言い方は悪いですが、例えば、選挙管理委員会が借り出しをしたというようなことにもなりかねないというようなこともあるわけございまして、やはり自由な投票の意思を尊重しなければならないという部分もございますので、その辺については、ちょっと難しいかなというようなことを思っております。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 今、送迎バスということで言いましたけれども、私も、どうもこれは選挙違反になるかなというぐあいには思いますので、また、ちょっとよろしく願いいたします。

それから、人として基本的な権利である投票権を確保するためには、投票をするという機会が不平等にならないような配慮をすることが行政として最も必要なことではないかと考えておりますので、とにかくよろしく願いをいたします。

それから、次の期日前投票所の増設について、伺います。

本町においては、中央公民館の1カ所が指定されている状況です。公職選挙法では市町村ごとに期日前投票所を1カ所以上設けることは規定されています。期間と時間につ

いては各選挙管理委員会で個別に定めることとされています。この制度を利用すれば、期日前投票所を増設することも可能となり、有権者への利便性やサービス向上につながりますので、増設をする考えはあるのか、増設すると経費は幾らかかるのか、伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 期日前投票所の関係でございますが、期日前投票につきましては、投票区という概念がありません。複数の期日前投票所を設けることができることはなっております。本町におきましては、今、議員御指摘のように、中央公民館1カ所で対応をさせていただいているところでございます。増設につきましては、2カ所設置をすれば、その分、運営経費なども当然これは2倍必要になってくるというようなことでございまして、非常にそういった意味では難しいかなというようなことは思っているわけでございますが、本来、選挙につきましては、投票日において、各投票所のほうにお出かけをいただきまして投票をいただくということが基本的には原則になっているわけでございまして、やむを得ない場合に、こういった期日前投票というものの制度を御活用いただいて、選挙管理委員会の立場からいけば、投票率のアップといったものが期待できるということであるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、公示の翌日から投票日の前日まで、8時半から夜8時までといった期間を設けなければならないということでございます。今後とも、そういった投票所、期日前投票所ということではなくて、さらに啓発的な部分での活動を私どもとしてはやっていきたいというふうに思っているところでございます。

増設経費の関係でございますが、選挙の種類によりまして、最大ですと、参議院選挙などは運動期間が非常に長い選挙でございます。短いものでいけば町会議員、また、町長選などは5日といったような運動期間でございますけれども、そういったことで経費的に若干差があるわけでございますが、さきの衆議院選挙の場合でいきますと、1カ所増設することによって130万円程度の経費がかかるということが見込まれるではなかろうかというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） そうですね、増設はどうも難しいようですけれども、投票については、やはり投票日に投票するのが一番いいと思いますけれども、それと、経費的にも130万円ということにかかると思うんですけれども、実際には、よそでちょっと調べてみますと、ショッピングセンターとか、そういったところの空き店舗を利用したりしているところもございます。そして、期日前投票に対しまして、投票所に行きますと宣誓書というものを書くわけですが、これが入場券の裏側に印刷されているところがあるということで、人件費の削減もなされているというぐあいに伺っております。そういったことがございますので、一度参考にしていただいて、いい方向に向っていただきたいというぐあいに思います。

今言いましたショッピングセンターですけれども、空き店舗がありますと、そこを借りてやっているところもございます。それで、ショッピングセンターですと、若い夫婦の方が子供さんを連れてよく買い物に来るということで、利便性がいいではないかというぐあいに私は思いますので、中央公民館だけではなくて、一遍外へ出ていただくとい

うようなことももう一度考えていただきたいというぐあいに思います。

それから、今言いましたように、期日前投票制度の利用について、平日の投票所がふえて、自由な時間設定によって時間の制約も解消できますので、とにかく今言いましたように、ぜひ前向きに考えていただきたいというぐあいに思います。

それから、次の投票率をアップするための考えについて伺います。

冒頭でも話しましたが、全国的に投票率が低下しています。本町におきましても、衆議院選の投票率が69.96%で、前回、平成21年の8月30日の78.84%より8.88%低下しています。今後、投票率アップには町内の企業や大型店舗での選挙啓発、コンビニに協力を願って取り組むことも必要ではないかと考えていますが、お考えをお伺いします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 民間のその空きスペースを活用させていただいて、期日前投票所を設けてはという御提案でございますけれども、その投票の秘密というのですか、そういったものが守られるようなまず施設であるということが一つ条件等にもなってきましたし、また、お越しになられる方々の、今ですと駐車場ですとか、いろいろなそういった利便を確保するための施設的な部分もございます。またそして、今、中央公民館につきましては、ちょうど幸田町の真ん中の位置になっているということでございまして、例えば、北のほうでは南はどうするんだという話になりますし、逆のことにになれば逆のことがまた発生するわけでございます。そうした設置場所という問題もあるということでございまして、ほかの市町村みたいにかなり圏域が非常に大きいところであれば、そういったことも一つ早急に考えられる必要もあろうかと思いますが、現時点では、今申し上げたようなこともございまして、今後の研究課題というふうに考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、投票率のアップの関係につきましてでございますけれども、確かに今回の衆議院選挙につきましては、若干投票率の低下が見られたということでございます。投票率アップにつきましては、これはどの選挙につきましても、選挙管理委員会といたしましては非常に重要なテーマであるわけでございまして、選挙の種類にもよるわけでございますけれども、防災行政無線の活用ですとか、候補者による巡回、ホームページ等によりましての周知、選挙チラシなどいろいろな手法も考えながら啓発に努めさせていただいているところでございます。町内の企業ですとか、それから、大型店舗への啓発ポスターの掲示、こういったことにつきましては、相手方の了承を得た上で可能かどうかということはあるわけでございますので、その辺については、どの程度可能なのかということも考え合わせていきたいなというふうに思います。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 前向きに検討していただけるというぐあいに思いますけれども、企業には、やはり朝礼等がございまして、そこで選挙期間中だけでも、選挙があるから投票に行ってくれというような、そういったようなこともしていただくようお願いをしてみたり、それから、大型店舗につきましては、やはりその期間中だけでも結構ですので放送を入れていただいて、なるべく啓発をしていただくようお願いをしてみたり、コンビニにつきましては、選挙期間中ですけれども、レジの前に選挙投票日はいつ

ですよというような掲示をしていただいたりというようなことも、よそのある地区ではやっているようなところがございますので、やはりそういったことも考えて、前向きに進んで、とにかく投票率アップ、投票率が安定した、100%とはちょっと難しいわけですが、そういったところへ近づいていけるように、幸田町全部でやったらどうかというぐあいに思っております。

それと、よそで調べてみますと、保育園とか幼稚園で投票のPRというものを折り紙の上につけて、おうちへ持って帰っていただいて、投票日がいつだよと、お父さん、お母さんいつですよという、そういった啓発もしているところがございますので、ぜひ参考にしていただきたいというぐあいに私は思います。

それから、教育分野と連携されることも大変よいことだと思いますので、それと、私たちも行政に任せるだけではなくて、一緒に考えていきたいというぐあいに考えております。いかがでしょうかね。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 企業ですとか、そういったところの従業員さん方への啓発を図って投票率を上げてはという御提案でございますが、前提となるのは、あくまでも自由な投票の意思というものを妨げてはならないということがまず基本的な姿勢でございます。そういった中で可能なものはどういったものがとれるかということについて考えていく必要があるというふうに思っているところでございます。

また、教育分野との関係につきましては、選挙の仕組みの必要性ですとか重要性などを知っていただくということのために、私ども、今、選挙の出前トーク、出前講座でございますけれども、要望がございました小学校ですとか、また中学校、こういったところにつきまして、出向いて選挙の必要性、こういったものを生徒さん方に理解をいただくような機会を設けさせていただいているところでもございます。今年度におきましては荻谷小学校、坂崎小学校、それから、豊坂小学校の3小学校におきまして実施をさせていただいたところでございます。今後につきましても、さまざまな機会を通じて、こういった機会が可能であれば、私どもとして積極的に出向いて、御理解をいただけるような、またそして、啓発に結びつくような、選挙に対して深い理解をしていただけるような取り組みを進めてまいりたいというふうに思っているところでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。出前事業ですか、そういったことをされているということでございますので、まだ幸田高校もございますので、ぜひ続けていっていただきたいというぐあいに私は思います。

続きまして、公共施設の老朽化対策、耐震対策についてお伺いをいたします。

我が国では、現在、高齢化社会に伴い、社会保障費の増大が問題となっております。それと同時に、もう一つの大きな高齢化問題が存在しております。それは、産業活動を支える道路、橋などインフラを含むさまざまな公共施設の老朽化問題です。事実、2012年師走に起きた笹子トンネルの崩落事故は、老朽化によってボルトが外れていたことが原因であると報告されています。

そこで、本町の公共施設で建設後30年を経過したものが半数はあります。その中で、身近にあります公民館、児童館、コミュニティホームについて、どのように維持管理、修繕、点検をされているのか伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 地区公共施設の分類の関係でございますけれども、各地区の公共施設につきましては、公共施設と、また、地区集会施設というふうな形で私どもとしては今、分類をさせていただいているところでございまして、公民館ですとか老人憩の家、児童館、農村センター、また、コミュニティセンター、コミュニティホーム、こういった関係のものが全体で60カ所設けてあります。このうち公共施設と呼んでおりますのは町所有施設ということで、32カ所がございまして、維持管理につきましては、幸田町の公共施設の管理事務委託に関する要綱というものを設けておりまして、行政区と委託契約を締結しているものでございまして、公民館ですとかコミュニティホーム、こういったものにつきましては、これは条例を設けて、直接町のほうが管理施設ということでの表現もさせていただいているところでございます。

維持管理につきましてはでございますが、受託者でございます行政区のほうと、施設の維持に必要と認められる修繕、こういったものの申請をいただきまして、適当と認められた場合には、一部負担があるわけでございますけれども、負担基準の割合にもたれまして、町のほうでその維持管理の負担をさせていただくというような形になります。

次に、地区集会施設につきましては、地域の所有施設でございます。28カ所がございまして、この維持管理につきましては、行政区のほうで行っていただいているわけございまして、維持管理修繕につきましては、特に必要が認められるときに修繕の申請をいただいて、認められるときは補助要綱に基づきまして補助金を交付するといったような形でございます。

修繕の要望については、毎年4月の区長会におきまして、こういった制度がある旨を御説明申し上げまして、その後、9月の区長会において、こういったものがあるのかなというような御要望もいただいた上で、次年度の予算のほうにも反映をしていきたいというような、大まかにいえば、そういったような流れを持っております。

ただ、緊急のもの、例えば台風ですとか、そういったものがあつた場合には、随時また御相談をいただいた上で対応させていただくといったような形をとっているところでございます。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 今、説明いたしました公民館とコミュニティの地区の集会センターにつきましてはそうですけれども、児童館につきましては町が直営で管理をしております。したがって、職員に日常的におりますし、365日とは言いませんけれども、300日近くはオープンをしているような施設ですので、先ほどの地区の施設とは一線を画すものでございます。ですから、職員が日常におりますので、日常点検等を行いまして、異常な箇所等がありましたら報告を受けまして、私どもは素直に予算の範囲内において修繕を行っております。また、大きなものにつきましては予算要求をして次の年に、また、緊急なものにつきましては、同じように予算面で対応しております。

それと、もう一点につきまして、御質問の延命化につきましては、やはりいずれの施設も35年以上は経過してございますので、どうしても建物の漏水対策、それから、屋根の防水対策、床の張りかえ、塗装等につきましては平成19年度から計画的に実施しておりますので、今後また傷みを確認しながら、計画的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 今、いろいろと条件を言っていたいたわけですがけれども、補助金がどのぐらいで何%かということがわかりましたら、先にちょっと教えてください。100万円かかるだったらどのぐらい、その範囲を。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 町の関係の公共施設でございますが、例えば、修繕の場合でいきますと、その延べ床面積が200平方メートル未満、負担率でいきますと80%以内ということで、限度額でいきますと300万円ということになるわけでございますが、こうした経費の額を超えた場合には、その額までということになります。こういった範囲の中で修繕をさせていただくと。延べ床面積200平方メートルから450平方メートル未満ですと75%以内といったような形でそれぞれ規定をしてございますので、その辺につきまして、また、御理解をいただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 補助のほうが75%ということでございますけれども、とにかく、先ほどから申し上げますように、30年以上経過したものが本当にたくさんございますので、もう少し地区の負担金を少なくしてもらおうように、町長に頼んだほうがいいと思うんですけれども、そういったことも一度検討していただきたいというぐあいに思います。

それから、先ほど申し上げましたように、私も地区を全部回りまして見てまいりました。よそのことで申しわけないんですけれども、よその長嶺のコミュニティですかね、ここも築38年たっているわけなんですけれども、これは玄関のところがちょっと剥離していたり、それから、非常階段の裏が剥離して鉄骨が出ていたりというようなところがありますしクラックがあります。

それから、老人憩の家ですと、やはり高力の老人憩の家でも39年たっております。これもやはり剥離していたりクラックが出ております。永野の老人憩の家は階段のところがまたやっぱり大きく割れていたりしております。

それと、私ごとで申しわけないんですけれども、児童館ですが、横落児童館の非常階段の裏側のコンクリートがはがれ落ちている状況であります。点検されているのかということです。

それから、今後、この老朽化対策として、定期的に本町の負担で全部実施されたいというぐあいに思うんですけれども、できるだけ迅速に計画をして、前倒ししてでも取り組むべき課題であると私は考えておりますので、早急に計画立案をされたいと思います。どうですか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 老朽化対策でございますけれども、経年劣化、非常に進んでき

ているというようなことも承知はいたしているところでございます。計画的に取り組むということでもありますから、基本的には地域集会施設ということでもございまして、御利用いただいている方も地域の方々が直接御利用いただくというようなことでございまして、そういった意味の中で、一部御負担をいただきながら、その維持管理というものも進めさせていただいているところでございます。

そういったことの中で、老朽化につきましても、現状では修繕という形の中で対応させていただきたいということでございます。これからの、今、老朽化ということへの対応ということでございますけれども、もうしばらく内部検討をさせていただいて判断をしていきたいということを思いますが、基本的には、今の状況ではそういった考え方で進めさせていただいているところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 御質問の横落児童館の非常用階段の裏側がはがれ落ちているという件でございます。これにつきましては、過日、現状を確認いたしました。長い年月の中に雨水が浸水し、鉄筋が腐食して、その鉄筋が膨張によりコンクリートが若干はがれ落ちているのではないかなということは確認をしてみいました。その安全性といろいろなものを業者とも詰めまして、もしそれが緊急を要するものであるならば、早急に原因を調べて、また対応をしてみたいと思います。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 今言われました横落の児童館ですけれども、見てもらえてわかったと思うんですけれども、やはりまだまだ落ちそうな状態でございますので、そこあたりですと子供が飛び回って遊んでおりますので、落下してきてけがをしてもいけませんので、早急に直していただきたいというぐあいに重ねてお願いをしておきます。

それと、児童館のほうですけれども、深溝、幸田、横落と三つあるわけですが、それを全部見て回りまして聞いたんですけれども、やはりクラックが入って、強い雨のときには水が浸透してくるというようなことを聞いております。

それから、横道の児童館ですけれども、申しわけないんですけれども、電気系統も老朽化が進んでいるということでございますので、建物だけではなくて、やはり全体的に見て老朽化が進んでおりますので、その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（池田久男君） 参事。

○参事（長谷寿美夫君） 先ほど19年からということでもございますが、19年から横落の児童館の防水工事とか、20年には幸田児童館の屋根の防水工事、それから、同じく20年には深溝児童館の遊戯室の床修繕とか、いろいろ計画的には修繕は進めているんですけれども、先ほど申しましたとおり、35年以上が経過しております。その中で、職員はおりますけれども、どうしても内部のほうばかり目が行ってしまいますので、議員御指摘のとおり、一度外も全部見まして、やはり延命化していかなければならないものですから、もちろん耐震診断とか補強工事は行っておりますけれども、クラックとか、そういうしみ込むという目に見えない部分若干ございますので、いま一度、戻って検討いたしまして、可能な限りの対応をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） とにかくよろしく願いをいたします。

次の、町内の橋梁の維持管理、修繕について伺います。

この件につきましても、公共施設と同じで、コンクリートの寿命といわれる50年に達する橋梁は平成24年3月の時点で5橋あるそうです。それから、10年後には12橋になる。20年後には23橋にと、急激に増加してきております。アメリカでは、古い橋が崩落するなど事故も発生し、「荒廃するアメリカ」という本の中で、インフラの老朽化に対する適正な改修を怠った結果、逆に莫大なコストを負担することになったと指摘しております。そうしたことになるためにも、本町の現状と計画を伺います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 橋梁につきましては、全国的に高度経済成長期、昭和30年から48年ですが、その当時、多く整備されています。それで、現在も架設後50年を超えるとこの橋梁が急増している傾向にございます。本町において最も古い橋が鷺田東部にある御殿橋でございます。これは昭和29年5月の竣工で、58年ほど計画しています。その間、昭和55年度ぐらいまでに多く整備されておまして、架設後59年から33年間と非常に長い経過を要する橋が多くなってございます。

今後の増大する高齢化した橋梁の維持管理、方向的には、従来型の事後的な修繕・かけかえから予防的な修繕・かけかえと円滑な政策転換が必要になっています。そういう点では、橋梁の長寿命化及び修繕・かけかえに係るコスト縮減を図るなどを目的とした橋梁長寿命化修繕計画、これを平成24年4月に策定したところでございます。

この中で、町が管理する橋梁は全部281橋あります。計画対象につきましては、特に橋の長さが15メートル以上のものに対して調査をしまして、これについては39橋。281のうち39橋が15メートル以上ありまして調査をしています。

現在、橋梁が何年たっているかということでございますが、議員言われますように、50年に達する橋梁が調査時点から含めて、20年後の平成42年には59%と過半数を超える状況となる状況でございます。今後、橋梁点検の結果で、4段階の評価をしながら行うわけですが、その中で、特にA、B、C、D、Eという中のEで判定でございますが、まず、緊急対応が必要で詳細調査を行い、原因を明らかにした上で補修を検討するという橋梁が現在8橋ございました。

この8橋の損傷状況でございますが、大半が橋梁にある排水管のさびとか、けたと舗装との間の沈下、それから、地覆の損傷でありまして、すぐに落橋につながるという橋はございませんでした。そして、今後10年の計画の中で橋梁の長寿命化を目指すという状況でございます。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） わかりました。とにかく事故があつてからでは遅過ぎますので、やはり予防的に、計画的に進めていっていただきたいというぐあいに思います。

それで、計画されていると思うんですけども、この25年度で桐山のインターをおりたところの橋が、私も見ましたけれども、大分傷んでおりますので、あそこの計画はいかがなんでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 桐山の橋、縄手下2号橋ですが、これは名豊道路から国道23号につながる、本来、農道整備でしたところが非常に今、交通量が多くなりまして、議員言われましたように、うちのほうも調査済みで、現在、予算化を来年度でとって事業をしております。ただ、ここについては、先ほどの橋梁長寿命化計画である橋梁延長が15メートル未満ということで、この中には入ってございませんが、そういう橋梁においても、交通量が増したところについては日常からの管理を徹底して安全を図っていくという状況でございます。

○議長（池田久男君） 理事者に申し上げます。残り答弁時間5分を切っておりますので、簡単明瞭をお願いいたします。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それと、本町でも、今言われましたように、交通量も増加しておりますし、大型車もふえております。この関係で、日常の目視点検だけではなくて、打音検査とかをしていただいて老朽化対策に努めてもらいたいと思います。

そこで、私が供用年数50年を超える橋を見たところ、新田橋はコンクリートがやはり落ちて、中のけたの鉄筋が出ているところがございますので、早急に対策をとる必要があると思いますが、計画はございますでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 点検については、経年度の把握をしながら、架設年度の長いもの、それから、築造等を調べまして点検計画を立てて行いますが、5年に1回、定期的な点検を実施します。次回は平成28年度の予定でございます。

それから、新田橋。これは、新田から岡崎市の萱園へ行く橋であると思いますが、議員言われますように、築55年が経過してございます。これは平成21年の調査でも、そのコンクリートの剥離というのは確認してございます。

それで、これの今後の計画でございますが、この橋のかかる150メートルぐらい下流の広田川、これは今、河川改修工事区間でありまして、それから、県道須美野場福岡線のバイパス計画位置にも位置するということで、現在、ここの橋梁計画を事業着手する状況になっていまして、平成25年度から本格的な工事に入ることになりますと、新しい橋がここにできて、現在の橋梁については除去をする計画になってございます。ただ、除去をする時期については、県道須美福岡線の全線の状況を見ながら判断をするということで、新田区の地元の方については、説明会をして了承を得ている状況でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。撤去することなんですけれども、やはりそれまでは通るものですから、修繕のほうもしてもらいたいというぐあいに思っております。とにかく積極的な公共投資を期待しております。

次に、水道管の維持管理、修繕についてお伺いします。

ライフラインで特に生活に欠かすことのできない水道については、普通は安定的に水

水道水が供給されており、我々は何げなく水道水を使っていますが、いざ水道管が寸断され、水道水の供給もとまってしまうのではないかと危惧しているところでございます。水道管については地中に埋まっているので直接私たちの目には触れませんが、時には路上で漏水が発生していることを考えれば、耐震化や老朽化対策をしなければならないと感じていますが、現状と計画について伺います。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 23年度末におきまして、配水管の総延長につきましては305キロメートル、うち法定の耐用年数を越したものが12キロメートル、それから、耐震化の終えたものは29キロメートルの状況にございます。

水道基準の耐震化の方策といたしましては、災害時に収容の多い給水拠点となる学校等へ優先的に整備するということに基づきまして、平成21年からライフライン機能強化対策事業に取り組みまして、幸田町小学校、北部中学校、そして、幸田高校に続きまして、25年度は坂崎小学校への整備をかけていくという予定でございます。しかし、それ以外のものにつきまして整備していこうとしますと、約60億円を超すという状況でございまして、ビジョンの目標といたします30年には到底間に合わないということでございます。しかし、状況といたしましては、震災等を受けまして、それに耐震化は喫緊の課題でございます。よって、本年度、水道料金を維持しつつ、老朽耐震化を図るべく、整備計画の策定を進めている次第でございます。

○議長（池田久男君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。とにかく大きなお金がかかるということでございますので不可能であるということですが、いい計画を立てていただいて進めていただきたいと思います。

次の下水道の維持管理、修繕について伺います。

本町の下水道整備は昭和61年ごろから行われたので、経過年数も27年で、普及率も平成24年4月1日の資料を見ますと68.7%となっております。今後、普及率も上がってまいりますし、使用料も増加するものと思われますので、今後の老朽化対策として、維持管理をどのように行っていくのか、現状と今後の計画を伺います。

○議長（池田久男君） 理事者に申し上げます。残り時間の関係で、簡単明瞭に答弁をお願いいたします。

建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、幸田町の下水道は昭和61年事業着手ですので27年と。一般的には30年が下水道の基準でございますので、まだ、それに満たしていないと。現在の維持管理については、テレビカメラによる調査、ひび割れとか漏水を平成5年から行っています。これは南部処理分区、中分処理分区それぞれでございます。全体で、今、管渠は160キロメートルございまして、その中で約30キロメートルが今、調査済みでございます。約18%という状況です。調査の結果は、管が腐食をしていたり破損、上下のたるみ、継ぎ手のずれ、浸出水があるかないかというようなことで常時確認をしますが、まだ、本町においては、もうひび割れが特にあるというような状況ではございませんが、早急なものについては対応をしております。

今後の計画としましては、施設の布設がえの必要箇所が発生するということも考慮しますが、やはり管渠の調査を十分行いながら、修繕計画も長期的に行うということが今重要ではないかというふうに思っています。ですから、劣化箇所の早期発見、早期修繕をしながら適正に管理に努めていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） とにかく管理をしっかりといただいて、大事に至らないように、よろしくお願いをいたします。

最後に、国会でも取り上げられておりますように、インフラの老朽化対策に対して、抜本的な対策を図らなければならない時代に立ち入っていますので、町民の安全と安心を最優先した考えを持ち、町長の強いリーダーシップを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 公共施設の老朽化対策につきましては、修繕計画に基づきまして対処してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 1 番、中根秋男君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1 時57分

再開 午後 2 時07分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、鈴木雅史君の質問を許します。

4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木雅史君） 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります第6次幸田町総合計画、人口減少社会に対応する施策の2点について質問をさせていただきます。

まず、第6次幸田町総合計画（平成28年から平成37年）の策定に当たっての考え方について伺いいたします。

初めに、現在の人口問題について考えてみますと、世界の人口は平成22年、約69億人、10年後の平成32年には77億人、20年後の平成42年には83億人、30年後の平成52年には88億人と28%の増加と予想されております。

一方、日本の人口について考えてみますと、江戸時代の後半には約3,000万人前後で推移しておりました。明治以降、人口は増加を続け、平成22年の1億2,800万人をピークに減少に転ずると予測されております。10年後の平成32年には1億2,600万人、1.2%の減、20年後の平成42年には1億1,700万人、9.8%の減、30年後の平成52年には1億700万人、19.4%の減、約2割の減少と予測されております。この数字は、総務省の統計局の資料から抜粋いたしました。

今までの日本は人口、経済も右肩上がりの状況にありました。今後は私たちが体験したことのない人口の右肩下がりの状況となることが予想されております。戦後の日本は、混乱の時期はありましたが、その後の高度成長期を迎え、世界第2位のGDPを誇ることになりました。この幸田町も例外ではなく、躍進を遂げてまいりました。これも先人

の先を見た努力のたまものと考えます。

私が社会人になった48年前、昭和37年でございますけれども、それから幸田町に関係する大きな出来事を考えてみますと、昭和39年の東海道新幹線の開業、42年の三ヶ根駅の開業、それから、43年に幸田の駅前に初めて信号機が設置されました。44年には国道248号バイパスが全面開通、幸田駅西工業団地の完成。45年にはデンソー西尾工場が操業開始。47年には県立高等学校の開校と坂崎の工業団地完成と。それから、57年には幡岡農道の開通、48年には南部中学校の開校、60年に役場の新庁舎、この庁舎でございますけれども、これがオープンいたしました。昭和62年にはデンソー幸田製作所の操業開始と。平成元年には北部中学校の開校、平成5年にはフタバの幸田工場の新設、平成8年には幸田町民会館のオープン、14年には幸田中央公園オープン、平成17年には新消防庁舎業務開始、19年には23号線が町内の開通と。昨年ですけれども、平成24年には相見駅の開業と、現在まで幸田の基礎となる多くの事業等が行われました。

今まで申し上げましたように、高度成長期には多くのインフラ整備が行われましたが、人口減少社会に入った今後の第6次幸田町総合計画の策定を行うに当たって、現在進行中の第5次幸田町総合計画の達成状況と課題の整理をどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 第5次総合計画につきましては、御案内のとおり、平成18年から27年度を計画期間といたしまして、現在、その計画にもたれまして進めさせていただいているところでございます。第6次につきましては、平成28年度からの経過期間ということで今後検討していくわけでございますけれども、その準備の期間に入っていかなければならないということでございます。このため、第6次総合計画につきましては、25年度から3カ年の予定で、これから県計画の部門別の計画の進捗状況を把握いたしまして、近隣市との比較、また、地域特性の整理、関連契約の確認なども予定していきたいというふうに思っております。

また、第5次総合計画の達成状況の把握につきましては、計画書に記載をされました各種施策を実施計画、また、決算ベースによりまして達成状況を確認して、住民意識調査などの御意見なども参考にしながら、その分析を図っていきたいというふうな考え方でいるところでございます。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次に、第6次幸田町総合計画策定に当たって、各種委員会等の構成及び地区別懇談会等を第5次幸田町総合計画のように行うことと考えてよろしいでしょうか。

例えば、地区別懇談会等を2回、総合計画推進会議、総合計画策定委員会等の設置を行うと考えてよろしいのか、伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 総合計画策定にかかわる例規上に定めております組織といたしまして、役場内の組織体制につきましては、町長の諮問機関でございます町の総合計画審議会、また、総合計画の原案を策定する副町長を委員長といたしまして幸田町総合計

画策定委員会、また、その下部組織として幹事会というものがございます。この構成の詳細につきましては、今後検討していくということでございますので、その辺については、よろしくお願い申し上げたいと思います。また、パブリックコメント等も、これは当然、住民の方々の御意見をちょうだいしていくというようなことでございますので、そうした方向で考えているところでございます。

このほか、今、お話がございましたように、町民とともに考える、勉強する、そういった学区の懇談会といったようなこともあるわけですが、町民と協働の組織体制という中で考えた場合に、こういったものも必要ではないかということでございますが、先ほど申し上げましたように、今後、こういった組織体制というものがどういう形が、第5次のときは、確かに、今、議員がおっしゃられるとおりでございますけれども、今度の第6次に当たってはどのような体制がいいかということも、また議会のほうとも御意見を頂戴しながら考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。そういった形で、今後、具体的なものについては今後改めてということでございますので、その辺、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） それでは、次に、幸田町の総合計画と都市計画マスタープラン、それから、前回提案されたと思いますけれども、幸田町企業立地マスタープラン、このようなマスタープランの関係もふさわしいかと思います。これらの総合計画、それから、都市計画マスタープラン、企業立地マスタープラン、これとの関連はどのようになるでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 第5次幸田町総合計画につきましては、自治法の中で策定根拠が明記されていたわけでございますが、そうした中で、自治体の最上位の計画に位置づけられていたものでございます。そのため、都市計画マスタープランですとか、今、御指摘の企業立地マスタープランにつきましても、第5次総合計画の基本構想に即しまして基本計画と整合性を図った内容と、企業立地の関係については今後の問題でございしますが、都市計画マスタープランなどとはその内容について整合した内容となっているというふうに理解をいたしているところでございます。

平成23年の自治法の改正によりまして総合計画の策定義務が撤廃されたというようなこともございまして、本町の計画につきましては、これまでどおり、総合計画をまちづくりの最上位計画というふうに位置づけをさせていただいて、各分野の計画とも整合性をあわせながら、その内容を精査していきたいというふうに考えているところでございます。

計画期間につきましては、第6次総合計画につきましては28年から37年の10カ年というようなことを今、考えているわけでございますけれども、都市計画マスタープランにつきましては、22年から42年までの計画でございます。32年を中間年として見直しも考えていく必要があるというふうに理解をいたしているところでございます。

なお、企業立地マスタープランにつきましては、現在策定中であるわけでございますけれども、平成26年度を初年度といたしまして、目標年度は今後決定していくというよ

うな形で、今、鋭意、その策定に向けた準備を進めさせていただいているということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） わかりました。各種の都市計画のマスタープランだとか、企業立地マスタープラン、いろいろな計画があると、なかなかそこら辺の整合性というのですか、いろいろな部分の中で違ったものになるといけませんので、そこら辺あたりはしっかり調整を図ってもらいながら、今後の幸田町発展のためによりよい計画をつくっていただきたいと思っております。

次に、人口減少社会に対応する施策についてお伺いいたします。

世界の人口は増加、日本の人口は減少ということで話しましたがけれども、日本の都道府県の将来人口推計を見ますと、地区別に差があります。平成22年度と比較すると、5年後に増加しているところは東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、沖縄県の5県です。10年後には東京都、神奈川県、滋賀県、沖縄県の4県、15年後には東京都と沖縄県の2県だけ。20年、25年後には、ここは沖縄県のみが一応増加すると。あとのところは、軒並み人口は減少していくと、このような予測がされています。

このような予測では、5年後までは愛知県は一応増加、10年後には減少と予測されております。この幸田町の将来の人口予測をどのように考えていくのか、大変難しい問題です。幸田町の地理的な条件、交通アクセスの問題、名古屋市までJRで1時間、23号でも1時間と。森林構成比が43%を占める緑豊かな自然環境でもあります。昼夜間の人口は、昼間人口基数は、平成10年度には104、17年には105、22年には101となっており、働き場所もあり、製品出荷額等についても、全国第1位の愛知県、34兆4,000万円のうち、幸田町は1兆1,700万円を占めております。

幸田町を各方面にわたってバランスのとれたより住みやすい町にするために、今後知恵を絞っていくことが必要かと思えます。このことについての考え方を伺いたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 第5次総合計画におきましては、平成27年度の幸田町の人口、おおむね4万人という想定のもとに、5万人規模を展望した都市づくりということで進めているものでございます。また、都市計画マスターでは平成32年度に4万2,100人を目標人口としているというふうに理解をいたしているわけでございますけれども、平成24年12月のときの住基人口でいきますと3万8,093人、現在施行中の区画整理事業が31年に事業完了ということで考えますと、その計画人口を加えますと4万2,365人程度になろうかというふうに思っているところでございます。

一方、また、平成22年に実施されました国勢調査におきます幸田町の人口でございますが、3万7,930人、65歳以上の人口が6,499人ということで、17.1%ということでございます。

県内の市町村では比較的若い世代と言えるわけでございますけれども、その比率は年々増加をしている傾向にもございます。将来的には幸田町も人口は徐々傾向に転じるのではないかなといったような予測もしているところでございます。今後の住宅開発事

業につきましては、住民のニーズですとか、そういった自然環境との調和のとれたまちづくり、こういったものも考え合わせて人口の増加、こういったものについて対応していけるような考え方を持っていきたいというふうに思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田久男君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木雅史君） 人口は将来的には減っていくと思えますけれども、少しでも幸田町内に人口が増加するような考え方の中で進めていただきたいと思います。

それから、次に、既存集落内における空き家、空き地等が多く見られます。一目見ただけでは空き家なのか住んでいるのかわかりませんが、集落の住民であれば、この家は空き家だよと、そういう部分が結構数がございます。私の住んでいる集落の中でも、今ざっと勘定するだけでも、空き家の中で6軒、7軒というのはすぐ数えられます。それから、あいた宅地等を考えると、合わせて十数軒あると思います。原因はいろいろありますけれども、核家族化によるひとり暮らしの高齢者の死亡により空き家となった家だとか、遠隔地に職業を持ち空き家となっているもの等、さまざまな要因があります。集落内であれば、電気、水道、下水等のインフラも整備され、公共費用もかかりません。中には老朽化の激しい家もあり、防災、防犯上の問題も考えられます。

こうしたことから、これらの問題に対し、どのように対処すべきと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 空き家の管理、対応についてでございますけれども、これまでも議会のほうでも御意見をちょうだいいたしているところでございます。これらにつきましては、町の火災予防条例で侵入防止措置ですとか、また、町の安全・安心なまちづくり条例、この中では犯罪発生の未然防止を講ずるといったようなこととしているわけでございます。

空き家となる要因でございますけれども、今、議員おっしゃられますように、相続の問題や、また、所有者が不在、また、経済的理由によりましての所有放棄、所有者が遠方におられるということで、管理が行き届いていない、また、それから、転売目的で空き家や、また、廃屋といったようなことになるケースも多いというふうに理解をいたしているところでございます。

これらについては、やはり個人財産ということでもございまして、自治体がなかなか踏み込めないという一つの壁があるわけでございまして、これらに公的資金を投入して処分するとかということになりますと、やはり若干の問題があろうというふうに思っているところでございまして、対応が難しい状況ということで、全国的にもやはり大きな課題であるというふうに思っているところでございます。やはり早期に所有者の方々に御指導をさせていただいて、個々に粘り強く対応していかざるを得ないのかなというように、今、現況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 4 番、鈴木君。

○4 番（鈴木雅史君） 一つの例を申し上げますと、たまたま私の隣の須美という部落ですけれども、今現在、89軒ございました。新屋が1軒できまして89軒になったと。この2

月に2軒のひとり暮らしの方が亡くなられたと。その方の娘さんも町外に住んでみえろと。あとは帰ってみえないと。区長いわく、「89軒で、もう90軒に手が届くようなことを考えていたけれども、わずか一月で2軒減ってしまった。今、87軒ですよ」と。そういう部分が結構これから発生するかと思います。その部分で、今後、方針の中で、個人財産ということもございますし、そこら辺あたりも考えながら、よりよい活用の方法だとか、そこら辺を町の指導の中でやっていただきたいと思いますと思っています。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ひとり暮らしの方々が孤独死と、さきの質問にあったわけでございますけれども、こういった方々への対応ということになりますと、やはり行政だけで対応できるものでもないかなというように思います。民生委員さん方ですとか、また、地域のコミュニティからバックアップをしていただくということによって、地域の連帯、そうしたもののの中で、そういった方々に手を差し伸べていくということも必要ではなかろうかというふうに思うところでもございます。空き家の問題、こういったものとも若干かわる部分もあろうかと思いますが、それぞれのテーマに従った形で、こういった対応がいいのかということは、これからもやはり引き続き研究をしていかなければならない事項かというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木雅史君） まだ時間は残しておりますけれども、これで終わります。

○議長（池田久男君） 4番、鈴木雅史君の質問は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時38分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、水野千代子君の質問を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

通学路の安全確保についてであります。

平成24年4月23日、京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突入し、児童、保護者が死傷するという痛ましい事故が発生し、その後も各地で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しました。岡崎市でも登校中の児童が交通事故に巻き込まれました。国は、これらのことから昨年の5月30日に文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して、全公立小学校で緊急合同総点検をするよう通知し、11月末までに通学路の緊急合同点検への対応状況を文部科学省へ報告することとしていました。そして、ことしの1月25日、国土交通省より通学路における3省連携しての緊急合同点検の取り組み状況についての報告があり、総点検箇所の9割で対策が必要と発表しております。これらのことから、本町の取り組みなどについて質問してまいります。

まず、毎年、各学校で通学路の総点検を実施していると思いますが、その現状はどう進めていたのか、その結果、通学路を変更するところや危険で整備が必要な箇所も出さ

れたかと思います。さまざまな要望に対して、今までの改善度合いはどのくらいか、お聞きをいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 各小学校におきましては、毎年4月の初めに、通学団担当教員が実際に通学路を歩き、安全点検を行ってまいりました。また、平成22年度からでございますが、これも毎年4月でございますが、各小学校と町教育委員会事務局合同の通学路点検を行っているところでございます。

点検の方法であります。町内6小学校を2校ずつ3班に分けて、3日間にわたり点検を行います。各小学校からは、あらかじめ選定をした通学路の中で、登下校に際して特に心配な場所、学校担当者と教育委員会担当者が出向き、実際の様子を確認しているところでございます。

現場確認後ですが、関係諸機関に改善を依頼しており、グリーンベルト設置や看板設置など、必要に応じて迅速に対応しております。毎年度対応できるところから改善を進めていただいております。3カ年を通じまして確認いたしました52カ所のうち、32カ所、6割強になりますが、危険度の度合いが改善されております。残りの箇所につきましても、関係諸機関と今後とも連携を図りながら改善に向けて取り組んでまいり所存でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 毎年4月に点検をしている、また、学校担当者と教育委員会とでやっているということでございます。その中には、保護者の意見も、保護者の方々の通られたところの危険箇所ですね、そういうところも聞かれるのではないかなというふうに思われますので、保護者の方、また、子供の目線で危険な箇所というのも大人とは違った目線で危険箇所が見えてまいりますので、その辺のところもしっかりとした改善をしていただきたいというふうに思います。

それから、6割強がもう改善をしたということでございます。社会情勢によりましてさまざま変わってくるかというふうに思いますので、毎年の点検を細かくやっていただきたい、そしてまた、子供たちの安全を確保していただきたいというふうに思っているところでございます。

先ほど言いましたが、昨年、24年ですが、3省庁からの通達で行われた通学路の緊急合同点検は、いつ、どのような手順や体制で行われたのかということをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず最初に、危険という感覚のことを大人の目線、子供の目線に対してどういう対応をしているかというようなことでございますが、これにつきましては、通学団の担当教員が実際に子供たちと通学路を歩まして安全点検を行っております。子供が登下校に使う道路、そして、歩道を実際に歩くことによりまして、子供の目線に立って危険性を判断して、危険箇所として抽出しております。教育委員会も各小学校と合同点検を行って、現地において危険の確認をしているところでございます。

それから、緊急合同点検につきましてでございます。

これにつきましては、まず、手順ということでございましたので、これは昨年の6月上旬に文部科学省から通学路における緊急合同点検等実施要領が示されたところでございます。これを受けまして、6月の中旬には県の教育委員会が取り組みの詳細を示したところでございます。町教育委員会は各小学校に通学路の安全点検状況、そして、危険箇所地図の提出を依頼しまして、幸田町は4月に点検を既に終えておりましたので、各学校から速やかに資料の提出がありました。

町教育委員会は各校から提出された資料を取りまとめ、7月上旬でございますが、西三河教育事務所を通じまして愛知県教育委員会に通学路の安全点検状況を報告したところでございます。あわせて、西三河建設事務所及び岡崎警察署に合同点検の依頼をいたしました。

10月中旬には県と町の関係機関の担当者が集まり、各学校が抽出いたしました危険箇所の点検を行ったところでございます。また、10月下旬には危険箇所点検を受けての対策等の検討会を持った次第でございます。町教育委員会は関係諸機関から出されました対策案をまとめて、11月上旬に西三河教育事務所を通じ愛知県教育委員会に提出したところでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 緊急行動点検というものの手順、また体制等を今、お聞きをいたしました。今回、3省での緊急行動点検を行い、町としましても教育委員、また、学校で毎年行われております総点検をやった地図等も速やかに出していただいて県へ出したということでございますが、また、今までとは別に、この緊急の合同点検、警察等も入ったかなというふうに思うわけですが、その辺で、目線で点検された成果など、いつもの毎年行われる総点検とは別に、この3省合同で各市町村におろされたこの緊急合同点検で成果など、今まで本当に見つからなかったところを合同で点検することによって、こういうところが、こんな危険なところが見つかったという、そういう成果等がありましたお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、危険箇所の抽出をすることということで、今、部長も言われましたが、危険という感覚というのは子供たちや大人でも人によって差があるというふうに思います。危険性の判断基準はどのように制定されていたのかということをお聞かせ願いたいと思います。また、今回、危険箇所は幾つあるかということもお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、この合同点検によりまして新たな成果という御質問でございますが、教育委員会といたしましては、既に3年の経験といえますか、現場を見ておりまして、この合同点検によって新たなものというものはなかったと。改善をしていただけるような要望をさらに進めさせていただいたということでございます。

次に、危険箇所の判断というところでございますが、これは先ほども申し上げましたように、子供が登下校するに当たっての目線というものを重視をさせていただいております。あくまでも登下校というところで、その道路で、例えば、先ほど申しましたグリーンベルトが欲しいんだけれども、通学の人数に達しないとか、そういった問題もあ

ったものですから、そういったところに対応を要望いたしまして、そういった改善をいただいたところでございます。

また、幾つあったかということでございますが、これにつきましては、各小学校が危険箇所を抽出いたしました場所は6小学校で延べ22カ所になります。6月に指示のありました緊急合同点検におきましても、同数の22カ所の報告をいたしましたところでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 危険箇所は22カ所あったということで、確かに24年の、昨年を見ておりましても、通学路におきましてグリーンベルトがたくさんできたらなというふうに思っております。そこを本当に子供たちがきちんと通っているというのを見かけたこともございます。確かにすごく成果のあったことだなというふうに思っております。また、緊急行動点検を指示される前に毎年やっている、また、3年間やっているということで、新たな成果というのはなかったということ、これは本当に喜ばしいことではあるかなというふうに思っております。

それから、国はことしの1月25日の、先ほど少し申しましたが、緊急合同点検の報告で、全国で安全対策が必要な箇所が7万4,483カ所あると発表いたしました。その中で、一番多い対策は道路管理者による対策であるようであります。例えば、歩道がない、歩道が狭い、ガードレールがない、交差点に信号がないなどが多いようであります。本町の今言われた22カ所の対策が必要な内容はどういう内容かということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 本町が危険箇所では報告いたしました22カ所の内容でございます。本町の通学路の状況でいいますと、一番多いのは、交通量がふえ、危険度が増しているというところでございます。次いで、歩道がないため危険である。それから、歩道がないため、道路の横断が危険であるなどが挙げられております。

その対策であります。教育委員会の対策といたしましては、注意看板等を5カ所に設置、7カ所の交通立ち番の依頼をいたしましたところでございます。また、関係諸機関に対策を依頼したところ、その結果、道路管理者は5カ所の警戒標識、車道分離標等を設置し、たま、路側帯のカラー舗装化などを5カ所で行っていただきました。警察署は1カ所の歩行者用信号機の増設を予定していただき、また、表示塗り直しを1カ所で行いました。なお、このほかにも信号機の新設予定が3カ所ありますが、時期については未定となっております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 本当に今回の合同での点検によって、危険箇所は通常の総点検、通学路の点検と変わりはありません。しかし、この改善策からいいますと、素早い対応ができてみえるかな、また、その改善をされているかなというふうに思っております。とにかくその内容といたしましては、交通量が多い、歩道がない、また、歩道がないために横断歩道が渡りにくい、こういうこともあったというふうに思います。交通の立ち当番、これらは本当に人的なことをお願いすることによって、子供たちの通学路の安全確

保ができるのかなというふうに思いますし、また、路側帯等もしっかりとしてやっているというところも私も見かけたところがございます。

また、今回、国のほうは通学路の安全確保について、地域で認識を共有する観点から、対策内容が取りまとまった市町村において、対策必要箇所及び対策内容を示した箇所図、また、箇所一覧表を作成して町のホームページで公表しなさいということを示されているというふうにと思いますが、今、部長が言われましたことは口頭では確かにお聞きできます。しかし、口頭でお聞きをいたしまして、それがどこの箇所なのか、どういうところがこういうふうに改善されたということがわかるようなホームページでの公表を国はしていきなさいと。そうすることによって地域を巻き込んだ、その地域である、住んでみえるその地域の方々がそれを目にすることによって、「ああ、自分のここの通学路のところは危険箇所です、今回抽出されて、こういうふうに改善をされたか。また、今後改善する予定だ」ということがわかるというふうに思うわけであります。その辺について、町のホームページでのこの公表はどのようにされているのかということをお聞きいたします。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 合同点検の公表でございますが、基本的には今、国土交通省のほうで公表をしているということで、建設部のほうから御回答をさせていただきます。

まず、公表することについて、対策は、もう着実かつ計画的に実施されるということと、先ほど議員が言われましたように、地域において危険箇所が把握できるということで、公表の方法について、愛知県のほうから5例ほど出されました。すべてどのような内容でやるかは各市町の判断でしなさいという中身でございます。

五つの方法の中には、記者発表とか会議資料の公表、それから、今、議員言われましたホームページ、広報掲載、学校関係者への資料配布というような状況でございまして、本町におきましては、小学校は6校ありますが、12月の末日に対策一覧表及び対策箇所図をすべて配布したという状況でございます。

また、先ほども申しましたが、国土交通省については、ホームページでは通学路の点検の取り組みとして、小学校の数、点検学校数、点検箇所数、対策必要箇所数ということで、ホームページを見られると全国の状況が掲載されています。

それで、愛知県の中では、この公表結果は、名古屋市以外の54市町村のうち、名古屋市以外で53市町村はすべて公表済みという状況でございます。国土交通省としては、公表したほうが対策として早く事業が進むという判断からされたという状況でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、部長言われました、12月末に通学路の対策箇所の一覧表を配布したということでございますが、この配布先というのは、どういう形で配布されたのかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 配布先は小学校6校にすべて資料をお渡しして、そこから学校で担当していただいたという状況です。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 学校に配布をしたということでございますが、それでは学校側にお聞きをいたします。学校側としては、その危険箇所を、今言われた対策の一覧表ですね、これを受け取られまして、これをどのような形で対応されたのか。配布されて見ただけであったのか。例えば学級担当、また、保護者、PTA、そういう方々にお知らせをしたのかどうかということをお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会といたしましては、学校に配布をするという状況を確認いたしまして、学校へはその実績といたしますか、こういう対応をしているというようなことで、現状の状況、そして、その対応、今後の状況、そういったもので学校への周知をいただきましたので、それをまずは学校の認識ということで対応しております。ただ、議員が言われます保護者へとか、PTAだとか、そういったものへの対応はどうしているかということにつきましては、学校に一存をしているというのが現状でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 通学路の安全確保といいますと、やはり学校側、また、子供たち、地域、保護者、3者、4者が一体となって子供たちを守っていく、これが私は大切かというふうに思いますので、この辺のことは今後、どういう形で地域の皆様、保護者の皆様にお伝えするかということをお判断していただきたいというふうに思います。

県のほうでは、記者発表とか、ホームページとか、広報とか、学校関係者に通達しなさいということで、愛知県はそうになっているということでございました。全国を見ますと、例えば、広島県の呉市の白岳小学校、これはホームページに出ていたものでございますが、11月に総点検が行われて、改善に向けた進捗状況、これらのことが写真つきでホームページに出ているんですね。今言われた、その箇所も全部です。学校名、どこの道路、また、その箇所名、通学路の危険の内容、これらも全部、このホームページに出ておりましたけれども、また、その中で、24年に改善できた、こういうところだったがこういうふうになったという写真つきでホームページのところにきちんと出ておりました。

この白岳小学校では、踏切内を拡幅して歩道を設置した。踏切内に歩道がなかったから、踏切内を拡幅して歩道をつくったというのがきちんと出ておりましたし、また、山形県の白鷹町の荒戸小学校というところは、路肩の拡幅とかカラー舗装化を実施しまして、これらもきちんとホームページで出ておりました。また、長崎県の佐世保市、ここは大きな市でございますが、学校も全部名前を書き、また、その対策箇所と内容すべて公表をされておりました。

それで、一つお伺いをするわけですが、今言った例でございます。例えば、広島県の呉市は、学校教育の教育委員会のほうでここの部分を公表されておりました。また、山形県の白鷹町では、ここも学校教育委員会のほうでホームページ等に公表がされておりました。長崎県の佐世保市だけは土木部の道路維持課というところがホームページで公表をされておりました。さまざまな市によって教育委員会でやるのか、また、土木課のほうでやるのかというのは市町によって違うかなというふうにと思いますが、やはり、その

辺のことは、本町といたしましては、今後のこの通学路の安全確保をする意味では、この公表、また、今後も改善するところもまだ残っておりますので、それらが改善できた、こういうふうにしてすべて改善できましたよということをどのように公表をしていられるおつもりかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 公表については、国土交通省、文部科学省、警察庁というふう
に国のほうが三つございまして、それぞれ公表する、しないの見解が分かれまして、現実には行ったのが、先ほど国土交通省の趣旨を言いましたように、公表すれば事業が進展するということで、国土交通省のみが公表したという結果でございます。

今回、それにならって、本町では今現在、事業等が事業中ですが、建設部のほうで公表について答弁をしているという状況ですが、今後、庁内として国土交通省、各省庁三つが重なるんですが、町内の住民の方としては、やはり通学路でございますので、町内部で一回統一をして、公表はどこがするのかという点は今後検討をしていきたい。

また、公表の内容ですが、現在事業中の箇所もございます。実は、先ほど教育部長が話をしましたように、町の主体の危険箇所については大半が整備済みというか、対策済みとなっており、ただ、今残っているのが警察署の信号機設置、それから、県道、国道にかかわる警戒標識の設置ということで、上級機関が結構今後施行をするという立場にもなりますので、そういう点では、公表時期については、そういう事業めどとか、そういうのも含めて、一回、そういう関係各課と調整をして行いたい。ただ、単年度ごとに、どのように改善したかというのは、また、ニュース情動的な公表もすれば、住民の人が安全だなという感覚をとられるというふうに思いますので、そのようなことも検討していきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今のその22カ所でございますが、やはり町道は実施主体ということで早く改善をされたということでございます。今後は国道、県道、また、その信号機、警察署等もかわりながら改善していくということで伺ったわけですが、国のほうといたしましては、今年度、補正予算と2013年度の予算案に防災安全交付金というのを合計約1兆6,000億円計上し、この交付金の中から、あとの残りの緊急箇所の改善をやるということであるようであります。これらは交差点の整備とか、歩道の拡幅等も順次、全国的に行われてくるようでございます。本町は、点検箇所は22カ所の改善が求められております。また、その優先順位は、多分もう町道のほうから、できるところから既に改善は行われたのかなというふうに思うわけですが、既に改善が行われた箇所、先ほど少し言っていました、22カ所のうちで改善が行われたのが何カ所で、あとの箇所が何カ所、また今、部長が少し言われましたが、その対策の100%を改善するには期間はどのぐらい要するのかということを、わかる範囲でお聞かせを願いたいというふうに思います。

また、国の交付金等の金額がわかればお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） それでは、対策内容の対策済みかどうかですが、先ほども教育

部長からも若干答弁がありました。6小学校で22カ所でございます。その間、22カ所ですが、1カ所で、例えば、信号機も設置して表示もするよとかいうようなこともございますので、改善項目は30項目でございます。それで、30項目の内容ですが、学校教育関係が対応するのが13項目、これには先ほど説明しましたボランティアによる立ち番とか注意看板ということでございますが、立ち番については6カ所すべて実施済みであり、ボランティアによる立ち番によるものも実施しています。

ただ、注意看板で1カ所、ここが未整備になっているというのは、地主さんとの調整がつかないということになっています。

それから、道路管理者としての対応が11項目でございます。警戒標識、路側帯のカラー等でございますが、町が行う箇所の8カ所が整備済みで1カ所が未整備、それから、県道管理者が行うのが、3カ所のうち1カ所が整備済みで、2カ所が未整備ということでございます。特に町が行う状況では、豊坂学区のグリーンベルトの設置については、これについては、ことしで完了したということでございます。

それから、警察署の対策として6項目でございます。信号機の新設というのが3カ所、横断歩道等の設置がございまして、路面表示塗り直しが1カ所であり、要は、対策済みは、路面の塗り直しのみが1カ所済みで、5カ所は整備がまだ未定という状況でございます。

それと、次に、交付金でございますが、先ほど言いましたグリーンベルトの設置は、幸田町、従来から道整備交付金事業で実施をしてございまして、今回、6学区がすべて終了ということで、この6学区の豊坂小学校については事業費で440万円、延長で2,100メートルで設置しまして、補助金をいただいています。ですから、今後さらに交付金をもらうという事業については、現在の22カ所の中で対応策として事業が補助採択になりそうなものについてはございませんので、新たに新しい事業が出てきたときに社会資本整備総合交付金というような形も考えられるという状況でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、さまざまお聞かせを願いました。道路管理者としては、1項目はまだやっていない。また、県のほうも二つ未整備、警察のほうも五つ未整備ということで、今、お聞かせをいただきました。しっかりとした子供たちの安全確保のために進めていっていただきたいというふうに思うわけであります。本当に危険箇所を認識していながら、予算がないから、ここら辺は制約していこうとか、そういうことのないように、対応を後回しすることがないような、そういう理解をしていかどうかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回、こういう危険合同会議ということで、国でいえば3省、町でいえば三つの機関、西三河建設、警察署、町という中で、危険箇所の認識を統一してきたということでございます。ただ、まだ未整備のところについては、今後も強く要望すると同時に、この危険箇所の会議結果をもとに、順調に整備されることを国、県に言っていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君）　今回は3省合同で行われました。町でいえば教育委員会、また、総務部、建設部でございます。課でいいますと、学校教育課、防災安全課、土木課が担当ではないかなというふうに思っておりますが、通学路の安全については、今後、どの課が中心となって進めていかれるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。また、警察が入った合同の会議は、今後、どのような形で行われていくのかということもわかる範囲でお聞かせを願いたいと思います。

○議長（池田久男君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　平成24年度は文部科学省が先に動いたといえますか、そういったこともありまして、また、今回は通学路ということがまず大前提でありましたので、今年度は学校教育委員会が対応を主体的に行ってまいったということでもあります。

　　今後はどうかということでございますが、今後とも教育委員会、そして、防災安全、土木、道路管理者でございますが、の3課が緊密な連携をとりまして通学路の安全の確保に努めてまいりたいと、こんなふうに考えているところであります。

　　また、これまで同様に、警察署とも緊密な連携をとりまして、必要に応じて合同会議なども開催していきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（池田久男君）　9番、水野君。

○9番（水野千代子君）　もうぜひとも各課が連携をいたしまして、漏れののないような危険箇所を抽出して、きちんとした改善が望まれるようお願いをしたいというふうに思います。また、警察の入った合同会議も、毎回ではないかというふうに思いますが、時には私も必要かなというふうに思っておりますので、この辺もよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

　　そしてまた、今回の合同の点検を一過性のものにするのではなくて、恒久的で定期的に総点検を行い、各部署、課の連携によって実効性のあるものとしていくべきであるというふうに思いますので、この辺の見解もお聞かせを願いたいというふうに思います。

　　それから、国は2013年度予算案で通学路の安全に関する助言を自治体に行う専門家、通学路安全対策アドバイザーを創設し、派遣するとしております。この通学路安全対策アドバイザーについて、本町としての計画、このようなことの通達があるかどうかということもお聞かせください。

○議長（池田久男君）　教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君）　通学路の安全点検でございますが、教育委員会といたしましては、過去3年の実績といえますか、そういったことも踏まえまして、今後とも通学路の安全に努めてまいり、このような考えを持っておりまして、引き続き継続して安全点検を学校とともに行っていきたいと、こんなふうに考えております。それが一過性にならないということで取り組んでまいりたいと考えております。

　　次に、アドバイザーの関係でございますが、これは、通学路安全対策アドバイザーという、正式な名称がそういうようでございますが、これにつきましては、国の施策ということでありまして、特に文部科学省の動きの中で、平成25年度の事業予算が組まれたところという認識をしております。まだ正式な文章が届いておりませんので何とも言えませんが、おおむねの概要といえますのは、全国で280名のアドバイザーを1億5,000万

円ほどの予算で都道府県のほうに委託をしていくというようなことでございます。

幸田町はどうかということですが、愛知県下がどうも最新情報によりますと、10名ほどの予定があるということで、西三河には2名ほどが配置についての対応をされるような状況を聞いております。ということで、幸田町といたしましては、その内容を精査いたしまして前向きには取り組んでいこうというような考えでおりますが、まだ、正式なものは届いておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、部長言われましたように、この通学路の安全対策アドバイザーというのは、全国で280名ぐらいが派遣される予定ということでございます。これは、教育委員会や都道府県警などが連携して、広域的な対策を検討して、市町村に対してアドバイスしていく。通学路に必要な対策等を市町村に対してアドバイスをしていく、そういう立場であるようでございます。今、県のほうでは10名ほどということで、西三河では2名ぐらい派遣されるのではないかとということで御答弁がいただきました。もうぜひとも、こういう専門的なアドバイザーが入っていただけるものなら、しっかりと入っていただいて、また、確実な通学路の安全確保をしていただきたいというふうに思っております。

それから、警視庁は子供の事故の特徴といたしましては、順に、一番多い事故は道路の横断中であると。2番目は午後2時から6時の夕方。これは下校時間でございます。3番目として、自宅か500メートル以内の場所。4番目として、女の子より男の子に事故が多いこと、これらを挙げております。

通学路の安全確保の実施主体はあくまで自治体でございます。保護者からは、通学路で横断歩道の信号機設置や路面表示、狭い通学道路は車の減速や車の進入制限なども検討してほしいという声が私のもとにも寄せられております。子供たちを交通事故から守るためには、道路管理者としての対策を進めていただきながら、あわせて、また、保護者、地域住民の力で今後とも幸田町の子供たちを守っていききたいと、このように考えているところでございます。しっかりとした対策を願うところでございます。

次に、期日前投票についてお伺いをいたします。

期日前投票は、平成15年12月から設けられた制度でございます。選挙の投票日に仕事や用事がある場合に、決められ期日前投票所で投票用紙を直接投票箱に入れることができる仕組みでございます。全国でも、この制度が設けられてから投票率も上がり、利用が広まっております。昨年の総選挙は年末であったため、期日前投票率は下がったようでした。

ここ数年間、本町での投票者数における期日前投票率の推移をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） ここ数年間におけます本町での期日前投票の占める割合ということでございますが、まず、さきに執行されました衆議院議員の総選挙の関係でございます。平成17年の際の投票率が75.55%、このうち期日前投票の占める割合につきましては18.99%でございます。以下、投票率と期日前投票の占める割合を順次申し上げてまいります。平成21年が78.84%、このうち期日前が26.13%。昨年の24年が69.96%。

このうち期日前が25.54%ということでございます。

また、ことし7月に予定されておりますけれども、参議院議員の通常選挙の関係でございすけれども、平成16年の際の投票率が65.84%、期日前が18.99%、次の19年の69.06%に対しまして、このうち期日前が23.65%ということでございます。平成22年につきましては68.97%で、このうち期日前が24.69%ということでございます。

町内の選挙におきましては、町長選挙の関係でございすけれども、平成18年が53.48%に対しまして期日前が11.04%、22年につきましては、60.79%に対しまして17.49%と、こういったような状況でございます。

議員おっしゃられますように、先般の衆議院の選挙につきましては若干下がったということでございすけれども、それ以外につきましては、いずれも向上しているといったような状況でございます。期日前投票もそういった意味で制度的には効果があったというふうな考え方を持っているところでございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、答弁していただきました。また、投票率に対しましての期日前投票率をお伺いをいたしました。それらをお聞きいたしましても、投票者の約4分の1の方が最近では利用されているということがわかるというふうに思います。選挙が執行されるごとに期日前投票はふえております。今、部長も言われましたが、平成22年に執行された参議院選などは、投票率は下がっていても期日前投票率は上がっている。それぐらい利用が広まっているということが考えられるかなというふうに思います。これは選挙の当日、どうしても仕事や旅行、冠婚葬祭等で投票できない人には棄権を避ける意味でも利用をしていただきたいというふうに思います。さらなる啓発もしていただきたいというふうに思っております。

それから、期日前投票では、選挙当日に投票できない見込みであることを証明する宣誓書が必要でございす。これは投票所で住所とか指名、性別、生年月日を記入に、理由の該当するものを選び印をするものでございす。投票所は独特な雰囲気がありまして、高齢者の人などは緊張して手が震えて書きづらかったなどという声もお聞きをいたします。

私、平成22年9月の一般質問でこのことを質問いたしました。先ほども少し、前の議員が言われましたが、入場の整理券に宣誓書をつけて郵送をしたらどうかということと、また、宣誓書をホームページからダウンロードしてできるようにと質問をいたしました。そのときの回答では、宣誓書の郵送はシステム改修に費用と期間がかかることから検討する。また、ホームページからの宣誓書のダウンロード化は次の選挙から実施をするというものでございました。しかし、ダウンロード化はいまだに実施をされていません。その理由といつから実施をする考えかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

また、投票所入場整理券の裏面に宣誓書を印刷して郵送する件の検討はどのような検討をされたのかということもあわせてお聞かせをください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 現在、本町におきましての期日前投票の関係につきましては、

今の状況については、今、申し上げたところでございますが、ホームページからの宣誓書のダウンロードということでございますが、この関係については、以前、そういった御質問をいただいているということは承知をいたしているわけでございますが、本人の自書というような関係もございまして、そういった自書ということについての担保というような点から、導入をちょっと見送ってきたというような経過がございますが、しかしながら、選挙人の負担の軽減とか、また、混雑緩和というようなことにもつながることから、最近では各市町村ともそういったものに取り組んでこられた状況もございます。そうしたことから、私どもとしても、今後、宣誓書のダウンロードが可能になるように、選挙管理委員会におきまして協議の上、実施の方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、入場券の裏面に宣誓書を印刷してはどうかという御意見でございますけれども、公職選挙法上におきましてのこの制限というのは特段ないかというふうに理解をいたしております。投票時間の短縮ですとか投票事務の効率化、こういったような部分につきまして、入場券を宣誓書の裏面にそういったものを印刷するということは可能であるというふうに思われます。ただ現在、私どもの入場券1枚に6人の方のお名前を記入させていただいて、各戸の世帯のほうにお届けをさせていただいているところでございます。そうした中で、これに宣誓書を兼用するということになりますと、必要な事項のものを網羅しなければならないということになりますので、そうしますと、どうしても1枚に1人の入場券ということになってまいろうかと思えます。そうした部分を考えますと、郵送料もかなりの金額のなつてこようかというふうに思っております。こういったこともございますので、この関係につきましては、なお一層、もう一度内部的には研究をしてみたいというふうに考え方を持っておりますので、当面は宣誓書のホームページからのダウンロードというものについての実施については前向きに考えていきたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ダウンロード化は前向きに考えていくということでございますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。高齢者の人や、また、利用する人も、ダウンロードして、自宅でゆっくりと宣誓書を記入してもらえば、記入間違いもなく、また、今言われたように、投票所での時間の短縮もできるかなというふうに思いますので、これは次期の一番先といいますと、ことしの夏の参議院選ではないかなというふうに思いますので、そこから予定をされていかれるおつもりかということを再度お聞かせを願ひたいというふうに思います。

それから、パソコンを使わない人へは入場券の整理券の裏に印刷することということも親切でございますので、また、これは今言われたように、今度検討ではなくて、研究していくというお答えでございましたので、しっかりこの辺も研究をしていただきたいというふうに思います。

それから、期日前投票期間は、公示、また、告示の翌日から選挙期間の前日まで行うことができます。衆議院では11日間、参議院では16日間、また、町長、町議選では4日間でございます。利用される人への説明や障害を持ってみえる人への代筆もこの中には

あるかというふうに思います。期日前投票の立会人の人数と研修はどのようにされているかということをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 先ほどの宣誓書の関係につきましては、参議院選挙から取り扱いができるように、ホームページのほうに掲載をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、投票立会人の関係につきましては、公職選挙法に基づきまして、当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任をするということになっているわけでございますけれども、立会人の選任につきましては、各選挙ごとの投票区における選挙人名簿に登録された中から、本人の承諾を得て2人以上5人以内という中で選任をするということになっております。本町の期日前投票の関係につきましては、現在、3名の方をお願いさせていただいているところでございます。

立ち会いに対する研修はということでございますけれども、選任通知の際に投票立会人の職務などについて記載をするとともに、選挙当日の投票開始前に、改めてどういった業務をしていただく、特に注意をしていただきたいような点につきましてお話をさせていただきまして、立ち会いにもし何か異議が生じた場合につきましては、当然、その場合には選挙管理委員会の職員もいるわけでございますので、そういったときに説明をさせていただいているといったような状況でございます。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 期日前投票は自分の意思で投票所にいらっしゃるわけでありまして、しかし、自分では記入のできない人もいらっしゃいます。代筆をお願いするわけでございます。これは、本人の意思が読み取れるように、ゆっくりと間違いなく、その代筆する人は御本人の意思を確認し、またこれもゆっくりと確認をしていただきたいというふうに思っております。これは、1人ではなくて、必ず2人以上が代筆する場合は立ち会いをして確認をして、その御本人の意思のもとで投票するわけでございますが、なかなかその御本人も自分の意思が伝わらない、伝えづらいという方もあるかというふうに思いますので、この辺もしっかりと細心の注意を払っていただけるような研修を行っていただきたいというふうに思います。

それから、代筆者の方は、代筆者の本人の名前というんですかね、ネームの表示が必要ではないかと。その方が期日前投票にいらっしゃった、自分は書けないのでお願いをした。お願いをした人がどこのだれなのかということもわからない、そういうことでは私は親切ではないというふうに思いますので、代筆される方等は、やはり御自分の、立会人ですね、立会人もあわせた人たちはネームプレート、名前がわかるような、そういうことの表示は私はしていただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 研修の関係でございますが、当然そういった代理投票を求められる方もおありになるわけでございます。障害の方ですとか、いろいろな方がお見えになるわけでございますが、その方の投票の意思というものを正確に把握をして、間違いのない投票をしていただくという意味からも、こういった非常に重要なポイントでござ

いますので、この辺につきましては、各立会人等に対しまして、また、当然その事務に携わっていただく職員の人たちに対しまして十分徹底をしてみたいというふうに考えております。

なお、ネームの関係でございますけれども、こういった形がいいのかとちょっとまだわかりませんが、そのような形がとれるかどうか、一度研究をしてみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 全体的に投票率、全体の投票率は下がってきております。その投票率が下がっている理由といたしましては、やはり興味がないとか、だれに投票していいかわからないなどの理由で投票に行かない人もいるというふうに言われております。政治や選挙に関心を持っていただいて、選挙をもっと身近なものに感じていただけるような、期日前投票の立会人を成人した住民の中から公募をしていく考えがあるかどうかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。有権者の代表として、投票が公平で適正に行われているかどうかを確認する仕事であるというふうに思っております。これらのことを通しまして、全体の投票率の向上が期待されるというふうに思いますが、そのお考えをお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 立会人の選任でございますけれども、具体的な選任方法につきましては、公職選挙法上では、同一の政党その他政治団体に属する者は、一の投票区において二人以上選任ができないというような規定がなされているわけでございますが、このほかに特に法令等に定めがあるということではございません。各市町村の選挙管理委員会の判断によりまして、現在は、その選任に当たらせていただいているところでございます。

現在、本町の場合でいきますと、選挙管理委員会から各地域で活動してみえる民生委員さん、また、女性の会ですとか、区長経験者の方々を初めといたしまして、区長さん等を通じまして御依頼をさせていただいているところでございます。

ただ、立会人の選任に当たりましては、これまでの慣例に別に固執する必要はないかというふうに考えているところでございます。女性層ですとか青年層、こういった方々から適宜選任することも必要と考えているところでございますので、公正な選挙を執行していく場合に重要な役割を担っていただく立場でございますので、この立会人の募集ということについては、これについては慎重に対応を検討してみたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 本当に投票率が下がっている要因といたしましては、先ほども言いましたそういう理由と、また、世代的には若い世代の方が選挙離れしているということも指摘をされているところでございます。そこで、全国では金沢市とか山口市、東京の世田谷区などでは、20歳代の期日前投票の立会人を募集している自治体もございます。選挙に参加する人をふやしていく、若い世代の選挙に参加する人をふやしていく、そうすれば自治体への町政に関心を持ってもらい、また、参画をしていただける若者をふや

すということは、私は、これはすごいことではないかなというふうに思います。これは選挙だけではなくて、若い世代が町政に関心を持ってもらうということは、今後の町の発展にもつながってくるかというふうに、長いスパンを考えると、そういうふうな考えを持つものでございます。ぜひとも、この若い世代の期日前投票の立ち合いの募集を再度考えていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 立会人の公募ということでございますけれども、先ほども申し上げたが、やはり職責との関係もございます。現在は各区長さん方を通じまして特に女性の方々、また、青年層の方々からもそういった立会人の方を選任いただくようお願いはしているところでございます。県内でも尾張旭市ですとか、それから大治町だったかと思っておりますけれども、一部公募を実施されているというようなお話もお聞きをすることでございます。選挙期間も短期間で対応していかなければならないということでございまして、募集ということになりますと、ある一定の期間を要するというのもございます。時間的な制約ということもあるわけでございますので、事前募集をしたけれども、当日になってどれだけ集まるかわからないというようなこともあるわけでございますが、そういった中で、この点につきましては、いましばらく慎重に考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野千代子君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、3月6日木曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を3月14日木曜日までに提出をお願いいたします。

長時間、お疲れさまでした。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後3時36分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成25年 3 月 5 日

議 長 池 田 久 男

議 員 大 嶽 弘

議 員 中 根 秋 男